

令和7年度

青少年の健全な育成に関する条例の運用状況

京 都 府

本冊子は、令和7年度における青少年の健全な育成に関する条例の運用状況を取りまとめたものです。

京都府健康福祉部家庭・青少年支援課

目 次

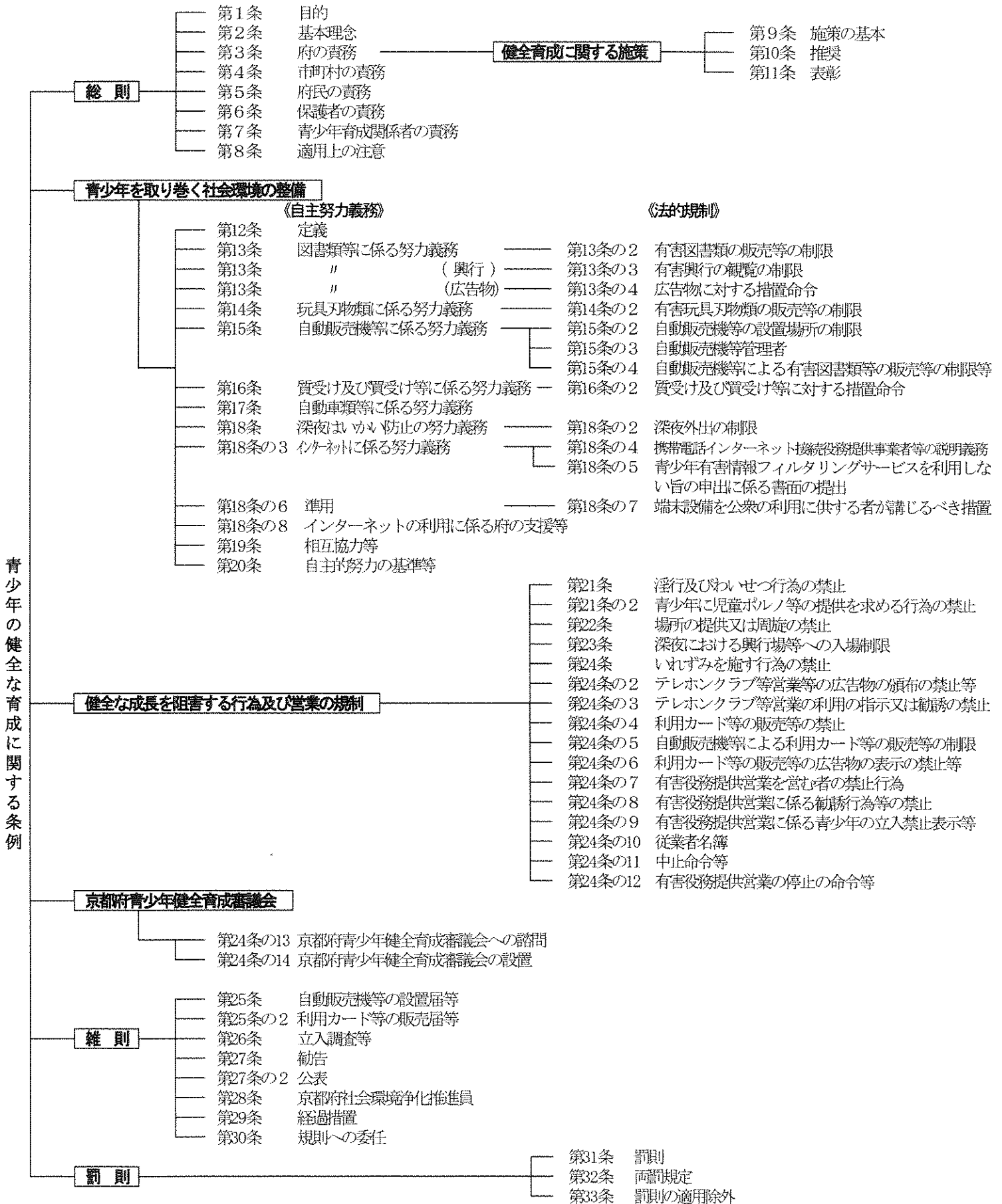
1	青少年の健全な育成に関する条例の概要	1
2	青少年健全育成功労者等表彰	2
3	青少年健全育成審議会の運営	2
4	有害図書類等の指定状況	3
5	立入調査の実施状況	5
6	自動販売機等の設置状況	6
7	テレホンクラブ等利用カード等の販売状況	6
8	条例違反の検挙状況	7
9	社会環境浄化推進員	8
10	青少年非行・被害防止啓発パネル展	9
11	街頭啓発活動の実施状況	10

[参考資料]

- ・ 「青少年の健全な育成に関する条例」及び「青少年の健全な育成に関する条例施行規則」改正一覧 11
- ・ 青少年の健全な育成に関する条例 13
- ・ 青少年の健全な育成に関する条例施行規則 33
- ・ 青少年を取り巻く社会環境整備のための自主的努力に関する基準 57

1 青少年の健全な育成に関する条例の概要

青少年の健全な育成に関する条例（昭和56年京都府条例第2号）は、青少年の健全な育成を図ることを目的に、昭和56年に制定され、その後の社会環境の変化等に対応するため、必要な改正が行われている。



2 青少年健全育成成功労者等表彰

条例第11条の規定により、青少年の健全育成や社会環境浄化運動等に取り組んできた個人及び団体の知事表彰を行った。

[令和7年度表彰実績]

表彰部門	個人	団体
青少年育成部門	17名	3団体
青少年部門	1名	—
営業者部門	—	—

3 青少年健全育成審議会の運営

(1) 設置

平成14年2月1日付けで青少年環境浄化審議会と青少年問題協議会を統合し、青少年の健全育成に関する総合施策の推進を図るために必要な事項及び青少年を取り巻く社会環境浄化の整備の促進に関する重要事項を審議する知事の附属機関として青少年健全育成審議会（以下「審議会」という。）が設置された。

(2) 組織

審議会は、25名以内で組織することとなっており、任期は2年である。

	委員の所属団体等	人員
委員 構成	学識経験者	6名
	府議会議員	1名
	青少年関係団体	9名
	関係業界団体	4名
	関係行政機関	3名
	公募	2名
	計	25名

(令和8年3月現在)

また、専門的事項を処理するため次の2部会が置かれている。

- ① 総合施策推進部会
- ② 営業対策部会

(3) 開催状況

※令和7年度の開催状況は、次のとおりである。

- ・開催日 令和8年1月15日
- ・協議事項 各部会構成員の指名について
- ・報告事項 近年のインターネットトラブル等の現状について
青少年の健全な育成に関する条例運用状況について

4 有害図書類等の指定状況

(1) 有害図書類



条例第13条の2の規定により、青少年に有害な図書類を指定し、青少年への販売や貸し付け等を制限している。


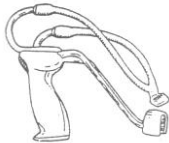
なお、平成4年3月（有害指定制度を導入した改正条例の施行）の第1回審査以降、指定した図書類は次のとおりである。

	雑誌・単行本	(うちコミック)	(うち書籍)	ビデオ等	ゲームソフト	玩具等	合計
平成5年度	369			120			489
平成6年度	404	(4)		120			524
平成7年度	486	(9)		127			613
平成8年度	484	(7)		126			610
平成9年度	457	(111)		119		1	577
平成10年度	453	(177)		128			581
平成11年度	301	(130)		52			353
平成12年度	316	(157)		70			386
平成13年度	344	(176)		97			441
平成14年度	307	(168)		92			399
平成15年度	297	(147)		93			390
平成16年度	260	(151)		78			338
平成17年度	255	(146)		58	2		315
平成18年度	246	(122)	(3)	40			286
平成19年度	145	(144)		22			167
平成20年度	164	(157)		24		1	189
平成21年度	216	(212)	(2)	23			239
平成22年度	196	(193)		23			219
平成23年度	73	(70)	(1)	26			99
平成24年度	63	(49)	(1)	25			88
平成25年度	51	(37)	(1)	14			65
平成26年度	18	(12)	(2)	1			19
平成27年度	15	(10)	(5)				15
平成28年度	14	(12)	(2)				14
平成29年度	9	(5)	(1)				9
平成30年度	10	(6)	(2)				10
令和元年度	5	(3)	(2)				5
令和2年度							
令和3年度							
令和4年度							
令和5年度							
令和6年度							
令和7年度							
小計							0
合計	5,958 冊	(2,415)	(22)	1,478 本	2 本	2 点	7,440

(2) 有害玩具刃物類

条例第 14 条の 2 の規定により、青少年に有害な玩具刃物類を指定し、青少年への販売や貸付等を制限している。なお、平成 4 年 3 月（有害指定制度を導入した改正条例の施行）以降、指定した玩具刃物類は、次のとおりである。

品名	形状	構造・機能
いわゆる大人のおもちゃ	性行為を促進し、若しくは助長する器具又は性的興味をそそるため、性行為若しくは性器を題材として製作された物品	
模造刀		銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和 33 年総理府令第 16 号）第 17 条の 4 に規定する刀又はあいくち ^{あいくち} に著しく類似する形態を有するもの
モデルガン		金属で作られ、かつ、けん銃に著しく類似する形態を有する物で、銃腔部分を金属で完全に閉そくされているもの
玩具手錠		金属又はプラスチックで堅固に作られ、手の自由を拘束することが可能なもの
シーナイフ		海洋等で用いられ、ゴム製サック型式の刃物
インディアンナイフ		登山、キャンプ等で用いられ、皮製サック型式のつばつき刃物
飛出しナイフ		自動的に 45 度以上に開刃する刃渡り 5.5 センチメートル以下の刃物で固定装置を有しないもの
サバイバルナイフ		金属、木等を切る鋸刃 ^{のこぎり} を備えた皮製サック型式の刃物
バタフライナイフ		柄の部分が二つに分かれて、それぞれの柄を回転することにより開刃するもので、刃体と柄を直線に固定することができるもの
ダガーナイフ		鑄（しのぎ）を中心として左右が対称な両刃の刃体を有するナイフで、刃体の先端部が著しく鋭いもの

品名	形状	構造	機能
玩具銃		銃砲刀剣類所持等取締法（昭和 33 年法律第 6 号）第 2 条第 1 項に規定するけん銃、小銃、機関銃、猟銃等の形を模したもので、圧縮空気若しくは圧縮ガスの力を利用し、又はバネの反動力を利用して弾丸を発射させるもの	当該玩具銃用の弾丸等を装填し発射した場合において、発射された弾丸等の有する単位面積当たりの運動エネルギーが銃口の直前で 0.07 重量キログラムメートル毎平方センチメートル以上のもの
スリングショット		腕あてで固定し、握りから角状に出る 2 本の棒に取り付けられたゴムの弾力を利用して弾丸等を発射させるもの	当該スリングショットのゴムを最大限に近い状態に引き伸ばし、弾丸等を発射した場合において、発射された弾丸等の有する発射直後の単位面積当たりの運動エネルギーが 0.07 重量キログラムメートル毎平方センチメートル以上のもの

注 玩具銃（通称：エアガン）及びスリングショットの機能は、銃口等から約 3 メートルの距離にある四隅を支え持った状態の新聞紙 5 枚以上を貫通する威力を有するものに相当します。

5 立入調査の実施状況

コロナ禍以降、青少年育成条例違反の検挙が減少し、青少年をとりまく課題が多様化している状況から青少年育成条例の規制対象行為を含む主な業態のカラオケボックス、コンビニエンスストア、図書類取扱店、玩具刃物類取扱店、携帯電話取扱店、まんが喫茶・インターネットカフェ、個室ビデオ店を2～3業種に絞り年間を通じて立入調査を実施した。

(1) 調査概要

調査期間	通年実施
調査回数	8回
調査方法等	視認・聴き取りによる調査、指導・要請及び啓発資料の配付
調査件数	129件（丹後・南丹各振興局等を含む）

(2) 重点調査事項

令和7年については、図書類取扱店及び玩具刃物類取扱店を重点調査対象とした。

(3) 調査件数の内訳

①図書類取扱店	35店舗
②玩具刃物類取扱店	60店舗
③コンビニエンスストア	28店舗
④インターネットカフェ	6店舗

6 自動販売機等の設置状況

収納違反对策を強化・継続して業者指導を徹底した結果、図書類等を収納する自動販売機は全廃された。

【台数の推移】

(数値は各年度末)

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
京都市	6	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
乙訓	5	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山城	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
南丹	9	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中丹	14	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
丹後	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
京都府計	38	38	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

7 テレホンクラブ等利用カード等の販売状況

平成8年に条例改正し、条例により規制していたテレホンクラブ等営業については、平成14年4月から風営法により規制されることとなったが、新たにテレホンクラブ等利用カード販売届出制度を導入するなど、引き続き、青少年の被害防止等に向けた取組を実施している。

(令和8年3月末現在)

販 売 場 所		販売場所数
京都市地域	北区0、上京区0、左京区0、中京区1、山科区0 下京区2、南区6、右京区0、西京区0、伏見区4	13
乙訓地域	向日市0、長岡京市0、大山崎町0	0
山城広域振興局管内	宇治市4、城陽市2、久御山町1、八幡市2 木津川市1	10
南丹広域振興局管内	亀岡市6、南丹市2	8
中丹広域振興局管内	舞鶴市6、綾部市1、福知山市4	11
丹後広域振興局管内	与謝野町1	1
京 都 府 計		43

8 条例違反の検挙状況

令和7年（1月～12月）の青少年の健全な育成に関する条例違反事件の検挙状況は以下のとおりである。

区 分		年										
		27	28	29	30	01	02	03	04	05	06	07
検 挙 件 数	第18条の2違反 (深夜外出の制限)	39	61	56	48	38	41	34	22	24	33	33
	第21条違反 (淫行及びわいせつ行為の禁止)	10	10	13	16	23	23	22	23	9	7	11
	その他の違反	2	3	2	1	1	1		1	1		
	合 計	51	74	71	65	62	65	56	46	34	40	44
検 挙 人 員	第18条の2違反	46	80	77	62	44	45	33	29	27	31	30
	第21条違反	6	10	8	9	12	16	18	17	6	1	8
	その他の違反	2	1	2	1	1	1			1		
	合 計	54	91	87	72	57	62	51	46	34	32	38

※ 府警察本部の集計による。

9 社会環境浄化推進員

(1) 社会環境浄化推進員制度

京都府社会環境浄化推進員設置要綱に基づき、昭和57年度から京都市内に、平成4年度からは府内全市町村に社会環境浄化推進員（以下「推進員」という。）を配置している。平成16年5月から広域振興局への権限委譲に伴い事務を青少年課及び広域振興局で分担し、地域の実情に応じた活動体制の充実を図った。平成16年12月の条例改正により、条例第28条において明確に位置づけられた。

推進員は、社会環境浄化活動を積極的かつ継続的に推進する青少年育成関係団体等において主導的な役割を果たしている方の中から、市町村長等の意見を聴いて知事が委嘱している。

推進員は、条例の普及、啓発や担当地区における社会環境の実態調査の他、状況に応じて随時の報告を行うとともに、府が行う青少年健全育成のための各種施策の推進について協力や提言を行うこととなっている。

・推進員設置状況（令和8年3月31日現在）

京都市	217人
京都市以外の市町村	123人
計	340人

(2) 推進員の活動

青少年の問題行動が深刻な状況の中で、各地域の京都府、教育関係者や警察関係者、市町村の関係職員との協力のもと、青少年の健全育成と社会環境浄化の一層の推進を図るため、社会環境状況調査や環境浄化活動に取り組んだ。

10 青少年の非行・被害防止啓発パネル展

令和7年7月の「青少年の被害・非行防止全国強調月間」において、青少年の非行・被害防止啓発パネル展を開催した。

(1) 趣 旨

7月の内閣府が主唱する「青少年の被害・非行防止全国強調月間」及び法務省が主唱する「社会を明るくする運動強調月間」の取組の一環としてパネル展を開催し、府民の青少年非行防止についての理解と自覚を深め、青少年非行防止活動への積極的な参加を促すことを目的とする。

(2) 実施期間 令和7年7月1日（火）～7月31日（木）

(3) 実施場所

○京都府庁第2号館1階展示スペース	7月1日(火)～7月3日(木)
○山城広域振興局 京都府宇治総合庁舎1階ロビー	7月1日(火)～7月31日(水)
○南丹広域振興局 京都府亀岡総合庁舎1階ロビー	7月1日(火)～7月31日(木)
○中丹広域振興局 京都府舞鶴総合庁舎	7月7日(月)～7月11日(金)
○丹後広域振興局 峰山総合庁舎 1階 府民ホール (京丹後市)	7月1日(火)～7月31日(木)
○宇治市教育委員会 宇治市役所1階市民交流ロビー	7月14日(月)～7月18日(金)

(4) 実施内容 青少年健全育成啓発パネルの展示

<パネル一覧>

パネ ル 内 容	
1	7月は「青少年の被害・非行防止全国強調月間」（こども家庭庁）
2	薬物乱用防止啓発ポスター（薬務課）
3	第75回社会を明るくする運動周知ポスター（法務省）
4	ネットトラブル被害防止啓発ポスター（家庭・青少年支援課）
5	防犯旬間周知啓発ポスター（安全・安心まちづくり推進課）
6	青少年の健全育成に関する啓発ポスター（京都府青少年育成協会）

1 1 街頭啓発活動の実施状況

こども家庭庁が主唱する7月の「青少年の被害・非行防止全国強調月間」や11月の「秋のこどもまんなか月間」に併せて、青少年の問題行動の防止や非行対策及び社会環境浄化の推進など、青少年健全育成推進のため、関係団体等と連携し街頭での啓発活動を実施する。

* 「青少年の被害・非行防止全国強調月間」 in KYOTO (7月)

* 「秋のこどもまんなか月間」 in KYOTO (11月)

(主催)

京都府、公益社団法人京都府青少年育成協会

(協力)

京都府教育委員会、京都府警察本部、京都市、京都市教育委員会、青少年育成市町村民会議、青少年関係団体等

(主な参加団体等)

京都市立洛北中学校 京都市立京都御池中学校 京都市立西京極中学校 京都府立鴨沂高等学校 京都府立朱雀高等学校 京都府立北嵯峨高等学校 京都府立東宇治高等学校 京都府立菟道高等学校 大谷高等学校 立命館大学 京都コミュニティ研究所 京都市少年補導委員会 京都市地域女性連合会 京都BBS連盟 京都府更生保護女性連盟 京都府少年補導連絡協議会 京都府スポーツ少年団 京都府青少年育成アドバイザー協議会 京都府PTA協議会 京都府保護司会連合会 京都ボランティア協会 日本ボーイスカウト京都連盟 子どもらに残せる社会をつくる会 舞鶴子ども育成支援協会 亀岡市青少年育成地域活動協議会 城陽市青少年健全育成市民会議 向日市青少年健全育成連絡協議会 大山崎町青少年健全育成協議会 和束町青少年育成委員会 京都府市町村教育委員会連合会 京都府町村会 京都府立海洋センター (公社) 京都府青少年育成協会 (個人及び賛助会員)

(実施状況)

	実施日	実施場所
3	令和元年7月17日(水)	京都駅前広場
4	令和元年10月20日(日)	与謝野町内
5	令和元年10月26日(土)	イオンモールKYOTO Kaede 広場
6	令和元年11月3日(日)	府立植物園
7	令和元年11月6日(水)	京都駅前広場
8	令和元年11月13日(水)	京都駅前広場
9	令和元年11月16日(土)	向日町競輪場
10	令和元年11月20日(水)	京都駅前広場
11	令和2年1月13日(月・祝)	亀岡駅前
12	令和4年1月10日(月・祝)	亀岡駅前
13	令和4年11月5日(土)	イオンモールKYOTO Kaede 広場、Niwa 広場
14	令和5年1月9日(月・祝)	亀岡駅前
15	令和5年11月23日(木・祝)	イオンモール高の原「平安コート」
16	令和6年7月21日(日)	イオンモール高の原「平安コート」
17	令和6年11月9日(土)	イオンモールKYOTO Kaede 広場
18	令和7年7月12日(土)	イオンモールKYOTO Kaede 広場、
19	令和7年11月2日(日)	イオンモール高の原
20	令和7年11月3日(月・祝)	京都府立植物園

(実施内容) 知事・高校生メッセージ、啓発ミニコンサート、啓発チラシ・啓発用ティッシュペーパー等の配布、啓発横断幕・のぼり・パネル設置

参 考 资 料

京都府「青少年の健全な育成に関する条例」及び「青少年の健全な育成に関する条例施行規則」改正一覧

条 例			施 行 規 則		
公 布	施 行	摘 要	公 布	施 行	摘 要
S56. 1. 9	S56. 4. 1	制定(京都府条例第2号)	S56. 3. 18	S56. 4. 1	制定(京都府規則第4号)
S59. 12. 26	S60. 2. 13	改正(条例第72号) 風俗営業等取締法改正関連	S59. 12. 26	S60. 2. 13	改正(規則第76号) 風俗営業等取締法改正関連
			H元. 11. 17	H元. 12. 1	改正(規則第33号) カラオケボックスを深夜入場制限営業に指定
H 3. 12. 24	H 4. 3. 20 ※	改正(条例第35号) 有害指定制度導入、青少年環境浄化審議会設置、罰則金額の引き上げ等	H 3. 12. 24	H 4. 3. 20 H 3. 12. 24	改正(規則第38号) 有害指定制度導入等
			H 4. 3. 17	H 4. 3. 20	改正(規則第37号) 有害指定図書類包括指定基準
H 7. 10. 18	H 7. 10. 18	改正(条例第31号) 薬事法施行規則及び古物営業法改正関連			
H 8. 7. 12	H 8. 10. 1	改正(条例第16号) テレホンクラブ等営業規制関連	H 8. 8. 30	H 8. 10. 1	改正(規則第40号) テレホンクラブ等営業規制関連
H11. 1. 8	H11. 4. 1	改正(条例第3号) 風営適正化法改正関連			
H11. 10. 19	H11. 11. 1	改正(条例第26号) 児童買春・児童ポルノ禁止法成立関連			
H12. 3. 28	H12. 4. 1	改正(条例第17号) 民法の一部改正関連	H12. 3. 30	H12. 4. 1	改正(規則第6号) 立入調査等を行う者の範囲等
H13. 12. 26	H14. 2. 1 H14. 4. 1	改正(条例第44号) 風営適正化法改正関連 青少年健全育成審議会設置 利用カード等販売届出制度導入 有害図書類の包括指定基準の見直し	H14. 2. 1	H14. 2. 1 H14. 4. 1	改正(規則第1号) 風営適正化法改正関連 利用カード等販売届出制度導入 有害図書類の包括指定基準の見直し
H16. 12. 24	H17. 4. 1 H17. 7. 1	改正(条例第40号) 有害図書類・自動販売機等への規制強化、深夜外出制限、インターネットに係る努力義務、京都府社会環境浄化推進員の条例への位置付け等	H17. 3. 15	H17. 4. 1 H17. 7. 1	改正(規則第6号) 有害図書類の具体的区分陳列方法、まんが喫茶等を深夜入場制限営業に指定、警察職員への立入調査権の拡充等
H20. 10. 14	H20. 11. 13	改正(条例第25号) 出会い喫茶等営業規制関連	H20. 10. 27	H20. 11. 13	改正(規則第45号) 出会い喫茶等営業規制関連
H22. 10. 19	H23. 1. 1	改正(条例第33号) 風営適正化法改正関連(出会い喫茶等営業削除)	H22. 11. 26	H23. 1. 1	改正(規則第39号) 風営適正化法改正関連(出会い喫茶等営業削除)
H22. 10. 19	H23. 4. 1	改正(条例第26号) フィルタリングサービス定着促進	H22. 11. 26	H23. 4. 1	改正(規則第39号) フィルタリングサービス定着促進
H26. 9. 30	H26. 11. 25	改正(条例第42号) 薬事法の一部改正関連			
			H28. 6. 21	H28. 6. 23	改正(規則第33号) 風営適正化法改正関連(条項ずれの修正)
H30. 3. 12	H30. 3. 12	改正(条例第6号) インターネット環境整備法の改正関連 (「携帯電話インターネット接続役務」の範囲拡大等)	H30. 3. 12	H30. 3. 12	改正(規則第3号) インターネット環境整備法の改正関連 (「携帯電話インターネット接続役務」の範囲拡大等)

京都府「青少年の健全な育成に関する条例」及び「青少年の健全な育成に関する条例施行規則」改正一覧

条 例			施 行 規 則		
公 布	施 行	摘 要	公 布	施 行	摘 要
H30. 7. 1 7	H30. 7. 17	改正（条例第25号） 自画撮り要求行為の規制			
H30. 10. 5	H31. 4. 1	改正（条例第32号） 有害役務提供営業の規制	H30. 10. 30	H31. 4. 1	改正（規則第48号） 有害役務提供営業の規制
			R元. 12. 4	R元. 12. 14	改正（規則第47号） 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律成立関連（成年被後見人・被保佐人の欠格条項を削除）
R2. 7. 1	R2. 7. 1	改正（条例第27号） 場所の提供又は周旋の禁止の一部改正	R3. 3. 31	R3. 4. 1	改正（規則第15号） 別記様式中の「（印）」を削除
R4. 3. 18	R6. 4. 1	改正（条例第6号） 民法の一部改正関連（成年擬制の削除）	R4. 3. 31	R4. 4. 1	改正（規則第20号、規則第21号） 立入調査身分証明書の様式変更
R6. 12. 27	R7. 6. 1	改正（条例第84号） 刑法の一部改正関連（拘禁刑の導入）			
R8. 3. 13	R8. 4. 1	改正（条例第8号） 民法の一部改正関連（親権者）			

※ 施行期日は、「青少年の健全な育成に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（平成4年3月17日規則第36号）」による。

△ 施行規則については、以上のほか昭和56年、平成2年、平成3年、平成7年、平成14年、平成16年、平成17年、平成20年、平成22年、平成24年、平成31年に京都府組織規程等の改正に伴う改正を行っている。

青少年の健全な育成に関する条例

(昭和 56 年京都府条例第 2 号)

目次

第 1 章 総則 (第 1 条—第 8 条)

第 2 章 健全育成に関する施策 (第 9 条—第 11 条)

第 3 章 青少年を取り巻く社会環境の整備 (第 12 条—第 20 条)

第 4 章 健全な成長を阻害する行為及び営業の規制 (第 21 条—第 24 条の 12)

第 4 章の 2 京都府青少年健全育成審議会 (第 24 条の 13・第 24 条の 14)

第 5 章 雑則 (第 25 条—第 30 条)

第 6 章 罰則 (第 31 条—第 33 条)

附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、青少年の健全な育成に関する理念を明らかにし、府の施策の基本を定めてその推進を図るとともに、府民参加のもとに青少年を取り巻く社会環境の整備を助長し、その健全な成長を阻害するおそれのある行為から青少年を保護し、もって青少年の健全な育成を図ることを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 何人も、青少年の育成に当たっては、青少年が次代を担う者としての誇りと自覚をもつて、自己の啓発、向上に努めるとともに、積極的な社会参加を通じて人間尊重と連帯の精神を培い、もって心身ともに健康な社会人として成長するよう配慮しなければならない。

(府の責務)

第 3 条 府は、国及び市町村と連携し、青少年の健全な育成に関する総合的施策を策定し、これを実施する責務を有する。

(市町村の責務)

第 4 条 市町村は、府の実施する青少年の健全な育成に関する施策に協力するとともに、当該地域の実情に即した青少年の健全な育成に関する施策を実施する責務を有する。

(府民の責務)

第 5 条 府民は、青少年の意識と行動について関心を高め、深い愛情と理解をもつて青少年の健全な育成に努めるとともに、青少年の健全な成長を阻害するおそれのある環境又は行為から青少年を保護するよう努めるものとする。

(保護者の責務)

第 6 条 保護者（親権を行う者、未成年後見人、児童福祉施設の長その他青少年を現に監護する者をいう。以下同じ。）は、青少年を健全に育成することが本来の義務であることを深く自覚して、青少年を監護し、教育しなければならない

(平 12 条例 17・令 8 条例 8・一部改正)

(青少年育成関係者の責務)

第 7 条 学校及び職場の関係者その他青少年の育成に携わる関係者（以下「青少年育成関係者」という。）

は、その職務又は活動を通じ、相互に連携し、自主的かつ積極的に青少年の健全な育成に努めなければならない。

(適用上の注意)

第8条 この条例は、青少年の健全な育成を図るためにのみ適用するものであつて、これを濫用し、府民の自由と権利を不当に侵害するようなことがあってはならない。

第2章 健全育成に関する施策

(施策の基本)

第9条 府は、青少年の健全な育成を図るため、青少年及び府民の自主的な活動を基本として、次の各号に掲げる事項を内容とする施策を総合的に実施するものとする。

- (1) 青少年及びその団体が行う自主的かつ健全な活動の助長
- (2) 青少年の健全な育成に携わる指導者の養成及び確保
- (3) 青少年の健全な育成のための施設の整備及び利用の促進
- (4) 青少年を取り巻く社会環境の整備及び非行防止活動の推進
- (5) 青少年の健全な育成のための府民の自主的活動及び営業を営む者の自主的努力の促進
- (6) 青少年の健全な育成に関する調査研究及び情報の提供

(推奨)

第10条 知事は、書籍、映画、演劇及びこれらに類するもので、その内容が青少年の健全な育成を図るうえにおいて特に有益であると認められるものを推奨することができる。

(表彰)

第11条 知事は、青少年の健全な育成を図るため、次の各号に掲げるものを表彰することができる。

- (1) 青少年を健全に育成するために積極的に活動する個人又は団体で、その功績が特に顕著であると認められるもの
- (2) 青少年又はその団体で、その行動又は活動が他の模範になると認められるもの
- (3) 営業を営む者又はその団体で、自主的に努力することにより青少年の健全な育成に特に寄与したと認められるもの

第3章 青少年を取り巻く社会環境の整備

(平3条例35・改称)

(定義)

第12条 この章以下において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 青少年 18歳未満の者をいう。
- (2) 図書類 書籍、雑誌その他の刊行物、絵画、写真、文書、フィルム、音声又は映像が記録された磁気テープ、磁気ディスク、光ディスク及び光磁気ディスク並びにこれらに類するものをいう。
- (3) 興行 映画、演劇、演芸、見せ物及びこれに類するものをいう。
- (4) 広告物 公衆に表示され、又は頒布されるものであつて、看板、ポスター及びちらし並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されるもの並びにこれらに類するものをいう。
- (5) 玩具刃物類 玩具、刃物及びこれらに類するもの（銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第2条第2項に規定する刀剣類を除く。）をいう。
- (6) 自動販売機等 物品の販売又は貸付けに従事する者と客とが直接対面する方法によらずに販

売又は貸付けをすることができる機器(電気通信設備を用いて送信された画像によりモニター画面を通して販売又は貸付けをすることができるものを含む。)をいう。

- (7) 自動車類 道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号に規定する自動車及び同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。
- (8) 深夜 午後11時から翌日の午前4時までの時間をいう。
- (9) テレホンクラブ等営業 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。)第2条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業及び同条第10項に規定する無店舗型電話異性紹介営業をいう。
- (10) 利用カード等 テレホンクラブ等営業を営む者(以下「テレホンクラブ等営業者」という。)の提供する役務を利用するために必要な情報が記載されているカードその他の物品であって、当該役務の対価を得て発行されるものをいう。
- (11) 有害役務提供営業 店舗型有害役務提供営業及び無店舗型有害役務提供営業をいう。
- (12) 店舗型有害役務提供営業 次のいずれかに該当する営業であって、客の性的好奇心をそそるおそれがあるもの(風営法第2条第1項に規定する風俗営業、同条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業又は同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業に該当するものを除く。)をいう。
- ア 店舗を設け、当該店舗において専ら異性の客に接触し、又は接触させる役務を提供する営業
- イ 店舗を設け、営業に従事する者を専ら異性の客に同伴させる役務を提供する営業
- ウ 店舗を設け、営業に従事する者が当該店舗において専ら異性の客と会話をし、又は専ら異性の客に遊興をさせる役務を提供する営業
- エ 店舗を設け、当該店舗において営業に従事する者の姿態を専ら異性の客に見せる役務を提供する営業
- オ 喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業であって、次のいずれかに該当するもの
- (ア) 客に接する業務に従事する者が専ら異性の客に接する営業であって、青少年が客に接する業務に従事していることを明示し、又は連想させる文字、番号、記号その他の符号として規則で定めるものを当該営業に係る営業所の名称又は広告若しくは宣伝に用いるもの
- (イ) 客に接する業務に従事する者に、水着、下着その他肌の露出部分が著しく大きい衣服を着用した姿態又は着衣内の下着を客が見ることができるような姿態をさせるもの
- (13) 無店舗型有害役務提供営業 次のいずれかに該当する営業であって、客の性的好奇心をそそるおそれがあり、事務所、受付所(当該無店舗型有害役務提供営業に係る役務の提供以外の客に接する業務に従事するための施設をいう。以下同じ。)、当該無店舗型有害役務提供営業に従事する者で客の依頼に応じて派遣されるものと当該客とが接する場所その他規則で定める場所が府の区域内にあるもの(店舗型有害役務提供営業又は風営法第2条第7項に規定する無店舗型性風俗特殊営業に該当するものを除く。)をいう。
- ア 専ら異性の客に接触し、又は接触させる役務を提供する営業であって、当該役務を行う者を、その客の依頼を受けて派遣することにより営むもの
- イ 営業に従事する者を専ら異性の客に同伴させる役務を提供する営業であって、当該役務を行う者を、その客の依頼を受けて派遣することにより営むもの
- ウ 営業に従事する者が専ら異性の客と会話をし、又は専ら異性の客に遊興をさせる役務を提供する営業であって、当該役務を行う者を、その客の依頼を受けて派遣することにより営むもの

エ 営業に従事する者の姿態を専ら異性の客に見せる役務を提供する営業であつて、当該役務を行う者を、その客の依頼を受けて派遣することにより営むもの

(平 3 条例 35・平 8 条例 16・平 13 条例 44・平 16 条例 40・平 20 条例 25・平 22 条例 33・平 30 条例 32・令 4 条例 6・一部改正)

(図書類等に係る努力義務)

第 13 条 図書類の販売、貸付け若しくは閲覧若しくは視聴をさせることを業とする者（以下「図書類取扱業者」という。）、興行を主催する者又は広告物の広告主若しくは管理者は、図書類、興行又は広告物の内容が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、青少年に、当該図書類を販売し、頒布し、貸し付け、閲覧させ、視聴させ、若しくは聴取させ、当該興行を観覧させ、又は当該広告物を表示し、若しくは頒布しないよう自主的に努めなければならない。

- (1) 青少年の性的感情を刺激し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの
- (2) 青少年に粗暴性又は残虐性を生じさせ、又はこれを助長し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの
- (3) 青少年の犯罪又は自殺を誘発し、又はこれを助長し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの

(平 3 条例 35・平 16 条例 40・一部改正)

(有害図書類の販売等の制限)

第 13 条の 2 知事は、図書類の内容の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該図書類を青少年に有害な図書類として指定することができる。

- (1) 著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの
- (2) 著しく青少年に粗暴性又は残虐性を生じさせ、又はこれを助長し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの
- (3) 著しく青少年の犯罪又は自殺を誘発し、又はこれを助長し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、青少年に有害な図書類とする。

- (1) 書籍又は雑誌であつて、全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為を被写体とした写真又は描写した絵で規則で定めるものを掲載するページ（表紙を含む。以下この号において同じ。）がその総ページの 3 分の 1 以上を占めるもの
- (2) 映像が記録された磁気テープ、磁気ディスク、光ディスク又は光磁気ディスクであつて、全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での卑わいな姿態若しくは性交若しくはこれに類する性行為の場面で規則で定めるものの描写の時間が合わせて 3 分を超えるもの又は映像が記録された磁気テープ、磁気ディスク、光ディスク若しくは光磁気ディスクの製作若しくは販売を行う者で構成する団体が知事の指定するものが審査し、青少年の視聴を不適当としたもの

3 第 1 項の規定による指定は、告示により行う。

4 図書類取扱業者は、第 1 項の規定により指定された図書類又は第 2 項各号の規定に該当する図書類（以下「有害図書類」という。）を青少年に販売し、頒布し、貸し付け、閲覧させ、視聴させ、又は聴取させてはならない。

5 図書類取扱業者は、有害図書類を陳列するときは、規則で定める方法により当該有害図書類を他の図書類と区分し、店内の容易に監視することができる場所に置かなければならない。

6 知事は、前項の規定に違反して有害図書類が陳列されているときは、当該図書類取扱業者に対し、

期限を定めて、当該有害図書類の陳列の方法又は場所について改善すべきことを勧告することができる。

- 7 知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その勧告に従うべきことを命じることができる。

(平3条例35・追加、平8条例16・平13条例44・平16条例40・一部改正)

(有害興行の観覧の制限)

第13条の3 知事は、興行(風営法第2条第6項第3号に規定する営業に係る興行を除く。以下同じ。)の内容の全部又は一部が前条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該興行を青少年に有害な興行として指定することができる。

- 2 興行を主催する者(以下「興行者」という。)は、前項の規定により指定された興行(以下この条において「有害興行」という。)を青少年に観覧させてはならない。
- 3 興行者は、有害興行を行うときは、規則で定めるところにより、入場しようとする者の見やすい場所に、青少年の入場を拒む旨の掲示をしなければならない。
- 4 前条第3項の規定は、第1項の規定による指定について準用する。

(平3条例35・追加、平11条例3・平30条例32・一部改正)

(広告物に対する措置命令)

第13条の4 知事は、広告物の内容の全部又は一部が第13条の2第1項各号の一に該当すると認めるときは、当該広告物の広告主又は管理者に対し、当該広告物の撤去その他必要な措置を命じることができる。

(平3条例35・追加)

(玩具刃物類に係る努力義務)

第14条 玩具刃物類の販売を業とする者は、玩具刃物類の形状、構造又は機能が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、青少年に、当該玩具刃物類を販売し、頒布し、又は貸し付けないよう自主的に努めなければならない。

(1) 第13条第1号に規定するもの

(2) 人の生命、身体若しくは財産に危害を及ぼし、又は犯罪を誘発し、若しくは助長し、青少年の健全な成長を阻害するおそれのあるもの(平3条例35・平30条例32・一部改正)

(有害玩具刃物類の販売等の制限)

第14条の2 知事は、玩具刃物類の形状、構造又は機能が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該玩具刃物類を青少年に有害な玩具刃物類として指定することができる。

(1) 第13条の2第1項第1号に規定するもの

(2) 著しく人の生命、身体若しくは財産に危害を及ぼし、又は著しく犯罪を誘発し、若しくは助長し、青少年の健全な成長を阻害するおそれのあるもの

- 2 玩具刃物類の販売を業とする者は、前項の規定により指定された玩具刃物類(以下「有害玩具刃物類」という。)を青少年に販売し、頒布し、又は貸し付けてはならない。
- 3 第13条の2第3項の規定は、第1項の規定による指定について準用する。

(平3条例35・追加、平30条例32・一部改正)

(自動販売機等に係る努力義務)

第15条 自動販売機等による図書類又は玩具刃物類(以下「図書类等」という。)の販売又は貸付けを業とする者(以下「自動販売等業者」という。)は、図書类等が第13条各号又は第14条第2号の規

定に該当すると認められるときは、自動販売機等に当該図書類等を収納しないよう自主的に努めなければならない。

- 2 自動販売機による避妊用品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号）別表第1衛生用品の項第2号及び第3号に規定する医療機器をいう。以下この項において同じ。）の販売を業とする者は、学校その他青少年の利用する教育施設、文化施設、体育施設等の施設の周辺に、避妊用品を収納する自動販売機を設置しないよう自主的に努めなければならない。

（平3条例35・平7条例31・平16条例40・平26条例42・平30条例32・一部改正）

（自動販売機等の設置場所の制限）

- 第15条の2** 自動販売等業者は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学及び幼稚園を除く。）の敷地の周囲200メートルの区域内においては、第13条各号又は第14条第2号の規定に該当する図書類等を収納する自動販売機等を設置してはならない。

（平16条例40・追加）

（自動販売機等管理者）

- 第15条の3** 自動販売等業者は、その設置する自動販売機等ごとに、自動販売機等管理者を置かなければならない。ただし、自動販売等業者の住所地（法人にあつては、主たる事務所の所在地）が存する市町村（京都市にあつては、区。以下同じ。）の区域に設置する自動販売機等については、この限りでない。

- 2 自動販売機等管理者は、次の各号に掲げる要件のすべてを満たす者でなければならない。
 - （1） その管理する自動販売機等の設置場所が所在する市町村の区域内に居住していること。
 - （2） この条例に定める自動販売機等管理者の義務を確実に履行できる権限を有していること。
 - （3） 前2号に掲げるもののほか、規則で定める要件

（平16条例40・追加）

（自動販売機等による有害図書類等の販売等の制限等）

- 第15条の4** 自動販売等業者は、有害図書類又は有害玩具刃物類（以下この条において「有害図書類等」という。）を自動販売機等に収納してはならない。

- 2 自動販売等業者及び自動販売機等管理者は、自動販売機等に収納した図書類等が有害図書類等となつたときは、直ちに当該有害図書類等を撤去しなければならない。
- 3 前2項の規定は、法令の規定に基づき青少年の立入りが常時禁止されている場所（以下「青少年立入常時禁止場所」という。）に設置される自動販売機等については、適用しない。
- 4 知事は、第1項又は第2項の規定に違反した者に対し、当該有害図書類等の撤去を命じることができる。

（平3条例35・追加、平8条例16・一部改正、平16条例40・旧第15条の2線下・一部改正、平30条例32・一部改正）

（質受け及び買受け等に係る努力義務）

- 第16条** 質屋（質屋営業法（昭和25年法律第158号）第1条第2項に規定する者をいう。以下同じ。）は、青少年から物品（有価証券を含む。以下同じ。）を質に取らないよう自主的に努めなければならない。

- 2 古物商（古物営業法（昭和24年法律第108号）第2条第3項に規定する者をいう。以下同じ。）は、青少年から同条第1項に規定する古物（以下単に「古物」という。）を買い受け、若しくは古物の販

売若しくは交換の委託を受け、又は青少年と古物を交換しないよう自主的に努めなければならない。

(平3条例35・平7条例31・一部改正)

(質受け及び買受け等に対する措置命令)

第16条の2 知事は、質屋が常習として青少年から物品を質に取り、又は古物商が常習として青少年から古物を買受け、若しくは古物の販売若しくは交換の委託を受け、若しくは青少年と古物を交換したと認めるときは、当該質屋又は古物商に対し、取引の是正その他必要な措置を命じることができる。ただし、質屋又は古物商が、青少年に対し、保護者の委託を受け、又は同意を得たことを取引ごとに確認したと認められるときは、この限りではない。

(平3条例35・追加)

(自動車類等に係る努力義務)

第17条 自動車類若しくはこれらの部品若しくは燃料の販売又は自動車類の分解整備を業とする者は、営業に当たって、青少年により自動車類又はこれらの部品若しくは燃料が道路交通法第68条に規定する共同危険行為等に使用されないよう自主的に努めなければならない。

(深夜はいかい防止の努力義務)

第18条 何人も、青少年を深夜に盛り場その他青少年の健全な成長を阻害するおそれのある場所では、はいかいさせないよう努めなければならない。

(深夜外出の制限)

第18条の2 保護者は、通勤、通学その他の特別な理由がある場合を除き、深夜に青少年を外出させないよう努めなければならない。

- 2 何人も、保護者の委託を受け、若しくは同意を得た場合又は深夜における勤務、緊急を要する特別な事情その他の正当な理由がある場合を除き、深夜に青少年を、その居所から連れ出し、その居所以外の場所において同伴し、又はその居所以外の場所にとどめてはならない。
- 3 深夜に営業を営む者は、深夜に当該営業に係る施設内又は敷地内にいる青少年に対し、帰宅を促すよう自主的に努めなければならない。

(平16条例40・追加)

(インターネットに係る努力義務)

第18条の3 保護者及び青少年育成関係者は、青少年がインターネットを利用するに当たり第13条各号又は第13条の2第1項各号のいずれかに該当すると認められる情報(以下「有害情報」という。)を閲覧し、又は視聴することがないよう努めなければならない。

- 2 保護者は、青少年によるインターネットの不適切な利用に起因して生じる問題及び過度の利用が青少年の健全な成長を阻害するおそれのあることについて理解するよう努めるとともに、青少年の発達段階に応じて、インターネットの利用の状況を適切に把握し、その利用を適切に管理するよう努めなければならない。
- 3 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(平成20年法律第79号。以下「整備法」という。)第18条に規定するインターネット接続機器(同条ただし書の政令で定める場合に該当するものを除く。以下「特定インターネット接続機器」という。)の販売又は貸付けを業とする者は、営業に当たって、有害情報を青少年が閲覧し、又は視聴することがないように、フィルタリング(インターネットを利用して得られる情報について一定の条件により受信するかどうかを選択することをいう。)に係る情報その他必要な情報を提供するよう自主的に努めなければならない。

(平 16 条例 40・追加、平 22 条例 26・一部改正、平 30 条例 6・一部改正)

(携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の説明義務)

第 18 条の 4 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等(整備法第 13 条第 1 項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者等をいう。)は、整備法第 14 条の規定による説明をするときは、同条各号に掲げる事項その他規則で定める事項を説明するとともに、その内容を記載した説明書又は記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)(当該説明を受けるべき青少年又はその保護者から説明書の交付を求められた場合にあっては、説明書に限る。)を交付しなければならない。

(平 30 条例 6・全改)

(青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨の申出に係る書面の提出)

第 18 条の 5 保護者は、整備法第 15 条ただし書の規定による申出をするときは、必要的記載事項(次の各号のいずれかに該当すること及び申出者の氏名その他規則で定める事項をいう。次項において同じ。)を記載した書面又は記録した電磁的記録を携帯電話インターネット接続役務提供事業者(整備法第 2 条第 8 項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者をいう。以下同じ。)に提出しなければならない。

- (1) 保護者がその保護する青少年の携帯電話インターネット接続役務(整備法第 2 条第 7 項に規定する携帯電話インターネット接続役務をいう。以下同じ。)の利用の状況を適切に把握する等により、当該青少年がインターネット上の有害情報を閲覧することがないようにすること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、規則で定める正当な理由があること。

- 2 携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、前項の書面又は電磁的記録の提出があつた場合限り、青少年有害情報フィルタリングサービス(整備法第 2 条第 10 項に規定する青少年有害情報フィルタリングサービスをいう。以下同じ。)を提供せずに携帯電話インターネット接続役務を提供することができる。この場合において、当該携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、当該携帯電話インターネット接続役務に係る役務提供契約(整備法第 13 条第 1 項に規定する役務提供契約をいう。)が終了する日又は規則で定める日のいずれか早い日までの間、当該書面若しくはその写し若しくは当該電磁的記録又は必要的記載事項が記載された書面若しくは記録された電磁的記録を保存しなければならない。
- 3 知事は、前 2 項の規定に違反して携帯電話インターネット接続役務の提供が行われているときは、当該提供を行つている携帯電話インターネット接続役務提供事業者に対し、期限を定めて、必要な措置を講じるよう勧告することができる。
- 4 知事は、前項の規定による勧告を行うために必要な限度において、第 2 項前段の規定により青少年有害情報フィルタリングサービスの提供を受けずに携帯電話インターネット接続役務の提供を受けていると認められる青少年の保護者に対し、報告又は資料の提供を求めることができる。

(平 30 条例 6・追加)

(準用)

第 18 条の 6 前条の規定は、整備法第 16 条ただし書の規定による申出について準用する。

(平 30 条例 6・追加)

(端末設備を公衆の利用に供する者が講じるべき措置)

第 18 条の 7 特定インターネット接続機器を公衆の利用に供する者は、当該特定インターネット接続機器を青少年の利用に供するに当たって、青少年が有害情報を閲覧し、又は視聴することがないように、フィルタリングソフトウェア（整備法第 2 条第 9 項に規定する青少年有害情報フィルタリングソフトウェアをいう。）の活用その他適切な措置を講じなければならない。

2 知事は、前項の規定に違反して特定インターネット接続機器が青少年の利用に供されているときは、当該特定インターネット接続機器を公衆の利用に供する者に対し、期限を定めて、必要な措置を講じるよう勧告することができる。

（平 22 条例 26・追加、平 30 条例 6・旧第 18 条の 5 繰下・一部改正）

（インターネットの利用に係る府の支援等）

第 18 条の 8 府は、インターネットの利用に関し、青少年が的確に判断し、対処することができる能力の育成を図るため、啓発、教育等の施策を推進するとともに、保護者及び青少年育成関係者が行う取組に対する支援に努めるものとする。

2 府は、インターネットの利用に伴って、有害情報等により健全な成長を阻害される等の被害を受けた又は受けるおそれのある青少年及びその保護者に対する支援に努めるものとする。

（平 22 条例 26・追加、平 30 条例 6・旧第 18 条の 6 繰下）

（相互協力等）

第 19 条 第 13 条、第 14 条、第 15 条、第 16 条、第 17 条、第 18 条の 2 及び第 18 条の 3 の規定により自主的努力を求められている業者（以下「自主努力業者」という。）は、当該各条に規定する自主的努力が効果的かつ円滑に行われるよう相互に協力しなければならない。

2 自主努力業者及びその団体並びに保護者及び青少年育成関係者は、相互に連携し、社会環境の整備の促進に努めるものとする。

（平 3 条例 35・平 16 条例 40・一部改正）

（自主的努力の基準等）

第 20 条 知事は、第 13 条、第 14 条、第 15 条、第 16 条、第 17 条、第 18 条の 2 及び第 18 条の 3 に規定する自主的努力の円滑な推進を図るため、必要に応じ自主努力業者及びその団体、保護者並びに青少年育成関係者の意見を聴いて、自主的努力に関する基準を定め、これを公表するものとする。

2 知事は、第 13 条、第 14 条、第 15 条、第 16 条、第 17 条、第 18 条の 2 及び第 18 条の 3 に規定する自主的努力の実が上がるように、自主努力業者及びその団体、保護者並びに青少年育成関係者に対して必要な指導及び助言を行うことができる。

（平 3 条例 35・平 16 条例 40・一部改正）

第 4 章 健全な成長を阻害する行為及び営業の規制

（平 8 条例 16・改称）

（^{いんこう}淫行及びわいせつ行為の禁止）

第 21 条 何人も、青少年に対し、金品その他財産上の利益若しくは職務を供与し、若しくはそれらの供与を約束することにより、又は精神的、知的未熟若しくは情緒的不安定に乗じて、淫行又はわいせつ行為をしてはならない。

2 何人も、青少年に対し、淫行又はわいせつ行為を教え、又は見せてはならない。

（青少年に児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止）

第 21 条の 2 何人も、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成 11 年法律第 52 号）第 2 条第 3 項に規定

する児童ポルノ及び同項各号のいずれかに掲げる姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録その他の記録をいう。以下同じ。)の提供を求めてはならない。

(平 30 条例 25・追加)

(場所の提供又は周旋の禁止)

第 22 条 何人も、次に掲げる行為が青少年によって行われ、又はこれらの行為が青少年に対して行われることを知って、場所を提供し、又は周旋してはならない。

- (1) 淫行又はわいせつ行為
- (2) 賭博
- (3) 暴行又は脅迫
- (4) 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の使用
- (5) トルエン又は酢酸エチル、トルエン若しくはメタノールを含有するシンナー、接着剤若しくは塗料の不健全な使用
- (6) 催眠、鎮痛又は鎮がいの作用を有する医薬品の不健全な使用
- (7) 飲酒又は喫煙

(令 2 条例 27・一部改正)

(深夜における興行場等への入場制限)

第 23 条 興行者又は規則で定める営業を行う者(以下この条において「興行者等」という。)は、正当な理由がある場合を除き、深夜においてその興行又は営業の場所に青少年を入場させてはならない。

2 興行者等は、深夜において興行又は営業を行う場合は、規則の定めるところにより、入場しようとする者の見やすい場所に、深夜は青少年の入場を拒む旨の掲示をしなければならない。

(昭 59 条例 72・平 3 条例 35・平 16 条例 40・一部改正)

(いれずみを施す行為の禁止)

第 24 条 何人も、正当な理由がある場合を除き、青少年に対し、いれずみを施し、受けさせ、又は周旋してはならない。

(テレホンクラブ等営業等の広告物の頒布の禁止等)

第 24 条の 2 何人も、テレホンクラブ等営業を営む場所又は利用カード等の販売若しくは貸付け(以下「販売等」という。)をする場所(以下「利用カード等販売場所」という。)の名称、所在地又は電話番号(以下「名称等」という。)を記載した文書、図画その他の物品(以下「文書等」という。)を青少年に頒布してはならない。

2 知事の指定する職員又は警察官は、前項の規定に違反する行為(以下この項において「違反行為」という。)が現に行われているときは、当該違反行為をしている者に対し、当該違反行為の中止を命じることができる。

(平 8 条例 16・追加、平 13 条例 44・旧第 24 条の 3 繰上・一部改正、平 20 条例 25・平 22 条例 33・平 30 条例 32・一部改正)

(テレホンクラブ等営業の利用の指示又は勧誘の禁止)

第 24 条の 3 何人も、青少年に対し、テレホンクラブ等営業を利用するよう指示し、又は勧誘してはならない。

(平 8 条例 16・追加、平 13 条例 44・旧第 24 条の 5 繰上・一部改正)

(利用カード等の販売等の禁止)

第 24 条の 4 何人も、青少年に対し、利用カード等を販売し、頒布し、又は貸し付けてはならない。

2 何人も、前項に規定する場合のほか、青少年に対し、テレホンクラブ等営業者の提供する役務の対価を得て、又は得ることを約束して当該役務を利用するために必要な情報を提供してはならない。

(平8条例16・追加、平13条例44・旧第24条の7繰上)

(自動販売機等による利用カード等の販売等の制限)

第24条の5 何人も、自動販売機等に利用カード等を収納してはならない。

2 第15条の4第3項の規定は、前項の場合について準用する。

(平8条例16・追加、平13条例44・旧第24条の8繰上、平16条例40・一部改正)

(利用カード等の販売等の広告物の表示の禁止等)

第24条の6 何人も、青少年立入常時禁止場所以外の場所において、利用カード等販売場所の名称等を記載した広告物を表示してはならない。ただし、第25条の2第1項の規定による届出をした者が、その利用カード等販売場所に表示する当該利用カード等販売場所の名称等を記載した広告物で、当該広告物又はこれを掲出する物件が長さ5メートル以下で広さ5平方メートルを超えないもの(都市計画法(昭和43年法律第100号)第2章の規定により定められた風致地区において表示する場合にあっては、長さ2メートル以下で広さ2平方メートルを超えないもの)については、この限りでない。

2 知事は、前項の規定に違反した者に対し、広告物の除去その他必要な措置を命じることができる。

3 第24条の2第2項の規定は、第1項の規定に違反する行為をしている者について準用する。

(平13条例44・追加)

(有害役務提供営業を営む者の禁止行為)

第24条の7 店舗型有害役務提供営業を営む者は、当該店舗型有害役務提供営業に関し、次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 青少年を客に接する業務に従事させること。

(2) 青少年を営業所に客として立ち入らせること。

2 無店舗型有害役務提供営業を営む者は、当該無店舗型有害役務提供営業に関し、次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 青少年を客に接する業務に従事させること。

(2) 受付所を設けて営む場合にあっては、青少年を受付所に客として立ち入らせること。

(3) 青少年を客とすること。

(平30条例32・追加)

(有害役務提供営業に係る勧誘行為等の禁止)

第24条の8 何人も、次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 青少年を有害役務提供営業において客に接する業務に従事するように勧誘すること。

(2) 青少年を有害役務提供営業の客となるように勧誘すること。

(3) 青少年に対し、有害役務提供営業に係る名称等を記載した文書等を頒布すること。

(4) 有害役務提供営業において客に接する業務に従事するように青少年に勧誘させること。

(5) 有害役務提供営業の客となるように青少年に勧誘させること。

(6) 有害役務提供営業に係る名称等を記載した文書等を青少年に頒布させること。

(平30条例32・追加)

(有害役務提供営業に係る青少年の立入禁止表示等)

第24条の9 有害役務提供営業を営む者は、当該有害役務提供営業に関する広告又は宣伝を行うに当たっては、青少年が営業所に客として立ち入ることができない旨(無店舗型有害役務提供営業を営む

者にあつては、青少年が客となることができない旨)を明らかにしなければならない。

- 2 有害役務提供営業を営む者は、規則で定めるところにより、当該有害役務提供営業に係る営業所(無店舗型有害役務提供営業を営む者にあつては、受付所)の入口等立ち入ろうとする者の見やすい場所に、青少年が客として立ち入ることができない旨の掲示をしなければならない。

(平 30 条例 32・追加)

(従業者名簿)

第 24 条の 10 有害役務提供営業を営む者は、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる営業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める場所ごとに従業者名簿を備え、これに当該有害役務提供営業に従事する者の氏名、生年月日、住所その他の規則で定める事項を記載しなければならない。

(1) 店舗型有害役務提供営業 当該店舗型有害役務提供営業の営業所

(2) 事務所又は受付所を設けて営まれる無店舗型有害役務提供営業 当該事務所又は当該受付所

- 2 有害役務提供営業を営む者が当該有害役務提供営業に関し、労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)第 107 条第 1 項に規定する労働者名簿を調製している場合において、当該労働者名簿を前項各号に掲げる営業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める場所ごとに備えているときは、当該労働者名簿を同項の従業者名簿とみなして同項の規定を適用する。

(平 30 条例 32・追加)

(中止命令等)

第 24 条の 11 知事の指定する職員又は警察官は、有害役務提供営業を営む者又はその代理人、使用人その他の従業者が、第 24 条の 7 第 2 項(第 3 号に係る部分に限る。)又は第 24 条の 8(第 3 号に係る部分に限る。)の規定に違反する行為をしたときは、当該有害役務提供営業を営む者又はその代理人、使用人その他の従業者に対し、その行為の中止を命じ、又は必要な措置を講じるべき旨を命じることができる。

(平 30 条例 32・追加)

(有害役務提供営業の停止の命令等)

第 24 条の 12 知事は、有害役務提供営業を営む者又はその代理人、使用人その他の従業者が、当該有害役務提供営業に関し、第 24 条の 7 第 1 項若しくは第 2 項(第 3 号に係る部分を除く。)、第 24 条の 8(第 3 号に係る部分を除く。)、第 24 条の 9 若しくは第 24 条の 10 の規定に違反する行為をしたとき又は前条の規定による命令に従わなかったときは、当該有害役務提供営業を営む者に対し、6 月を超えない範囲内で期間を定めて当該有害役務提供営業の全部又は一部の停止を命じることができる。

- 2 知事は、前項の規定による命令をしたときは、当該命令の内容、当該命令等を受けた者の氏名その他の規則で定める事項を公表することができる。

(平 30 条例 32・追加)

第 4 章の 2 京都府青少年健全育成審議会

(平 13 条例 44・追加)

(京都府青少年健全育成審議会への諮問)

第 24 条の 13 知事は、次に掲げる場合には、あらかじめ京都府青少年健全育成審議会の意見を聴かななければならない。ただし、第 2 号又は第 4 号(前条に係る部分に限る。)に掲げる場合で緊急を要するときは、この限りでない。

(1) 第 10 条の規定による推奨をしようとするとき。

- (2) 第13条の2第1項、第13条の3第1項又は第14条の2第1項の規定による指定をしようとするとき。
 - (3) 第13条の2第2項に規定する規則を定めようとするとき。
 - (4) 第13条の4、第16条の2又は前条の規定による命令をしようとするとき。
 - (5) 第20条第1項の規定による基準を定めようとするとき。
- 2 知事は、前項ただし書の規定により京都府青少年健全育成審議会の意見を聴かないで指定又は命令をしたときは、これを京都府青少年健全育成審議会に報告しなければならない。
- (平13条例44・追加、平20条例25・旧第24条の7繰下・一部改正、平22条例33・旧第24条の12繰上・一部改正、平30条例32・旧第24条の7繰下・一部改正)

(京都府青少年健全育成審議会の設置)

- 第24条の14** 前条第1項の規定による知事の諮問のほか、青少年の健全な育成を図るための総合的施策の樹立及び実施に関する重要事項の調査審議を行わせるため、京都府青少年健全育成審議会（以下「審議会」という。）を置く。
- 2 審議会は、前項の規定による調査審議のほか、青少年を取り巻く社会環境の整備の促進に資するため、次に掲げる事項について知事に建議することができる。
- (1) 第13条、第14条、第15条、第16条、第17条、第18条の2第3項又は第18条の3第3項の規定の運用に関すること。
 - (2) 第19条の規定による相互協力等に関すること。
 - (3) その他社会環境の整備の促進に関すること。
- 3 審議会は、委員25人以内で組織する。
- 4 審議会において専門の事項を調査審議するために必要があるときは、前項の規定にかかわらず、専門委員を置くことができる。
- 5 委員及び専門委員は、学識経験を有する者のうちから知事が任命する。
- 6 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。
- (平13条例44・追加、平16条例40・一部改正、平20条例25・旧第24条の8繰下、平22条例33・旧第24条の13繰上、平22条例26・一部改正、平30条例32・旧第24条の8繰下)

第5章 雑則

(平3条例35・改称)

(自動販売機等の設置届等)

- 第25条** 自動販売等業者は、規則の定めるところにより、販売又は貸付けを開始する日の10日前までに図書類等を収納する自動販売機等の設置場所、自動販売機等管理者の氏名及び住所その他の事項を知事に届け出るとともに、当該自動販売機等の見やすい場所に自動販売機等管理者の氏名、連絡先その他の事項を表示しなければならない。
- 2 前項の規定による届出をした自動販売等業者は、当該届出に係る自動販売機等の設置場所を変更しようとするときは、変更後の自動販売機等の設置場所において販売又は貸付けを開始する日の10日前までに、知事にその旨を届け出なければならない。
- 3 第1項の規定による届出をした自動販売等業者は、前項の場合を除くほか、届け出た事項に変更があったとき又は当該届出に係る自動販売機等による販売又は貸付けを廃止したときは、その変更があった日又は廃止をした日から10日以内に、知事にその旨を届け出なければならない。

4 第15条の4第3項の規定は、第1項の規定による届出について準用する。

(平3条例35・旧第28条繰上・平8条例16・平16条例40・一部改正)

(利用カード等の販売届等)

第25条の2 利用カード等の販売等を行おうとする者は、規則の定めるところにより、利用カード等の販売等を開始する日の10日前までに、利用カード等販売場所の所在地その他の事項を知事に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした者は、当該届出に係る利用カード等販売場所の所在地を変更しようとするときは、変更後の利用カード等販売場所の所在地において利用カード等の販売等を開始する日の10日前までに、知事にその旨を届け出なければならない。

3 第1項の規定による届出をした者は、前項の場合を除くほか、届け出た事項に変更があつたとき又は当該届出に係る利用カード等の販売等を廃止したときは、その変更があつた日又は廃止をした日から10日以内に、知事にその旨を届け出なければならない。

(平8条例16・追加、平13条例44・一部改正)

(立入調査等)

第26条 知事は、この条例の施行のため必要があると認めるときは、その指定する者に、営業時間内に限り、書店、興行場その他の営業を営む場所に立ち入り、調査させ、関係者に質問させ、又は必要な資料の提出を求めさせることができる。

2 前項の規定による立入調査等は、必要最小限度において行うものとし、みだりに関係者の正常な業務を妨げることがあってはならない。

3 第1項の規定により立入調査等を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第1項の規定による立入調査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(平3条例35・旧第29条繰上、平8条例16・平13条例44・平20条例25・平22条例33・一部改正)

(勧告)

第27条 知事は、前条第1項の規定による立入調査等の結果、第20条第1項の規定により定める基準に適合しないところがあると認めるときは、自主的努力の実施、促進又は改善について勧告することができる。

(平3条例35・旧第30条繰上)

(公表)

第27条の2 知事は、第18条の5第3項(第18条の6において準用する場合を含む。)及び第18条の7第2項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく、当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

2 知事は、前項の規定により公表しようとするときは、当該公表に係る者に意見を述べる機会を与えるものとする。

(平22条例26・追加、平30条例6・一部改正)

(京都府社会環境浄化推進員)

第28条 知事は、府民の協力を得て、青少年を取り巻く社会環境の浄化を促進するため、この条例の普及、啓発その他の活動を行う京都府社会環境浄化推進員を委嘱することができる。

(平16条例40・全改)

(経過措置)

第 29 条 この条例の規定に基づき規則を制定し、又は改廃する場合においては、規則で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要とされる範囲において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(平 8 条例 16・追加、平 13 条例 44・旧第 29 条の 2 繰上)

(規則への委任)

第 30 条 この条例に規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平 3 条例 35・旧第 32 条繰上)

第 6 章 罰則

(平 3 条例 35・追加)

(罰則)

第 31 条 次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の**拘禁刑**又は 50 万円以下の罰金に処する。

- (1) 第 21 条の規定に違反した者
- (2) 第 24 条の 12 の規定による命令に違反した者
- 2 第 24 条の 7 第 1 項又は第 2 項(第 3 号に係る部分を除く。)の規定に違反した者は、6 月以下の**拘禁刑**又は 50 万円以下の罰金に処する。
- 3 第 24 条の規定に違反した者は、50 万円以下の罰金に処する。
- 4 次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。
 - (1) 第 13 条の 4 の規定による命令に違反した者
 - (2) 第 15 条の 4 第 4 項の規定による命令に違反した者
 - (3) 第 21 条の 2 の規定に違反して、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を行うように求めた者であって、次のいずれかに該当するもの
 - ア 当該青少年に拒まれたにもかかわらず、当該提供を行うように求めた者
 - イ 当該青少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させ、又は当該青少年に対し、対償を供与し、若しくはその供与の約束をする方法により、当該提供を行うように求めた者
 - (4) 第 22 条の規定に違反した者(同条第 7 号に規定する行為について同条の規定に違反した者にあつては、常習として場所を提供し、又は周旋した者に限る。)
 - (5) 第 24 条の 2 第 2 項(第 24 条の 6 第 3 項において準用する場合を含む。)又は第 24 条の 6 第 2 項の規定による命令に違反した者
 - (6) 第 24 条の 8(第 3 号に係る部分を除く。)の規定に違反した者
 - (7) 第 24 条の 11 の規定による命令に違反した者
- 5 次の各号のいずれかに該当する者は、20 万円以下の罰金に処する。
 - (1) 第 13 条の 2 第 4 項の規定に違反した者
 - (2) 第 13 条の 2 第 7 項の規定による命令に違反した者
 - (3) 第 13 条の 3 第 2 項の規定に違反した者
 - (4) 第 14 条の 2 第 2 項の規定に違反した者
 - (5) 第 15 条の 4 第 1 項又は第 2 項の規定に違反した者
 - (6) 第 16 条の 2 の規定による命令に違反した者
 - (7) 第 18 条の 2 第 2 項の規定に違反した者
 - (8) 第 23 条第 1 項の規定に違反した者

- (9) 第 24 条の 4 の規定に違反した者
 - (10) 第 24 条の 5 第 1 項の規定に違反した者
- 6 次の各号のいずれかに該当する者は、10 万円以下の罰金に処する。
- (1) 第 13 条の 3 第 3 項の規定に違反した者
 - (2) 第 23 条第 2 項の規定に違反した者
 - (3) 第 24 条の 9 の規定に違反した者
 - (4) 第 24 条の 10 の規定に違反して、従業者名簿を備えず、又はこれに必要な記載をせず、若しくは虚偽の記載をした者
 - (5) 第 25 条第 1 項から第 3 項までの規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
 - (6) 第 25 条の 2 の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
 - (7) 第 26 条第 1 項の規定による立入り若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による資料の提出を求められて、資料の提出をせず、若しくは虚偽の資料の提出をした者
- 7 第 13 条の 2 第 4 項、第 13 条の 3 第 2 項、第 14 条の 2 第 2 項、第 18 条の 2 第 2 項、第 21 条、第 22 条から第 24 条まで（第 23 条第 2 項を除く。）、第 24 条の 4、第 24 条の 7 第 1 項若しくは第 2 項（第 3 号に係る部分を除く。）又は第 24 条の 8（第 3 号に係る部分を除く。）の規定に違反した者は、当該青少年の年齢を知らないことを理由として、第 1 項から第 3 項まで、第 4 項（第 4 号に係る部分に限る。）及び第 5 項（第 2 号、第 5 号、第 6 号及び第 10 号に係る部分を除く。）の処罰を免れることができない。ただし、当該青少年の年齢を知らないことに過失がないときは、この限りでない。
- （平 3 条例 35・追加、平 8 条例 16・平 13 条例 44・平 16 条例 40・平 20 条例 25・平 22 条例 33・平 30 条例 25・平 30 条例 32・一部改正）

（両罰規定）

第 32 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、法人又は人の業務に関して前条の違反行為（第 22 条第 7 号に規定する行為に係る同条の規定に違反する行為にあつては、常習として場所を提供し、又は周旋する行為に限る。）をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても前条に規定する罰金刑を科する。（平 3 条例 35・追加）

（罰則の適用除外）

第 33 条 この条例の罰則は、青少年に対しては適用しない。この条例に違反する行為をしたとき青少年であつた者についても、同様とする。

（平 3 条例 35・追加）

附 則

- 1 この条例は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に第 28 条に規定する自動販売機を設置している者は、同条に規定する自動販売機による図書類又はがんに刃物類の販売を業とする者とみなす。この場合において、同条の規定の適用については、同条中「あらかじめ」とあるのは、「この条例施行の日から 1 箇月以内に」とする。

附 則（昭和 59 年条例第 72 号）抄

- 1 この条例は、昭和 60 年 2 月 13 日から施行する。

附 則（平成 3 年条例第 35 号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、京都府青少年環境浄化審議会（以下「審議会」という。）の設置に関する改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

（平成4年規則第36号で平成4年3月20日から施行）

(経過規定)

- 2 この条例による改正後の青少年の健全な育成に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第13条の2第2項に規定する規則を定めようとする場合については、知事は、この条例の施行前においても審議会の意見を聴くことができる。
- 3 この条例の施行の際現に自動貸出機による図書類の貸付けを業とする者は、改正後の条例第25条第1項に規定する自動販売等業者とみなす。この場合において、同項の規定の適用については、同項中「あらかじめ」とあるのは、「この条例施行の日から1箇月以内に」とする。
- 4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成7年条例第31号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年条例第16号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成8年10月1日から施行する。
(テレホンクラブ等営業の禁止区域に関する経過措置)
- 2 附則第5項の規定により適用されるこの条例による改正後の青少年の健全な育成に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第25条の2第1項の規定による届出をしたテレホンクラブ等営業者については、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から平成10年9月30日までの間は、改正後の条例第24条の2第1項の規定は、適用しない。
(テレホンクラブ等営業の広告物の表示の禁止に関する経過措置)
- 3 この条例の施行の際現に表示されている改正後の条例第24条の3第1項の広告物については、施行日から平成8年12月31日までの間は、同項の規定は、適用しない。
(自動販売機等による利用カード等の販売等の制限に関する経過措置)
- 4 附則第6項の規定による届出をした者については、施行日から平成8年12月31日までの間は、改正後の条例第24条の8第1項の規定は、適用しない。
(テレホンクラブ等営業の開始届に関する経過措置)
- 5 この条例の施行の際現に改正後の条例第12条第8号に規定するテレホンクラブ等営業を営んでいる者は、改正後の条例第25条の2第1項に規定するテレホンクラブ等営業を営もうとする者とみなす。この場合において、同項の規定の適用については、同項中「テレホンクラブ等営業を開始する日の10日前」とあるのは、「平成8年10月31日」とする。
(利用カード等の自動販売機等の設置届)
- 6 この条例の施行の際現に自動販売機又は自動貸出機（改正後の条例第15条の2第3項の場所に設置されているものを除く。）による改正後の条例第12条第9号に規定する利用カード等の販売又は貸付けを業としている者は、規則の定めるところにより、平成8年10月31日までに当該自動販売機又は自動貸出機の設置場所その他の事項を知事に届け出なければならない。

附 則（平成 11 年条例第 3 号）抄

この条例は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 11 年条例第 26 号）

この条例は、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成 11 年法律第 52 号）の施行の日から施行する。

（施行の日＝平成 11 年 11 月 1 日）

附 則（平成 12 年条例第 17 号）

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 13 年条例第 44 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成 13 年法律第 52 号）附則第 1 条に規定する政令で定める日から施行する。ただし、第 2 条中目次の改正規定（「第 24 条の 9」を「第 24 条の 6」に改める部分を除く。）、第 4 章の次に 1 章を加える改正規定、第 28 条の改正規定及び第 29 条を削り、第 29 条の 2 を第 29 条とする改正規定並びに附則第 5 項の規定は、平成 14 年 2 月 1 日から施行する。

（政令で定める日＝平成 14 年 4 月 1 日）

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に第 2 条の規定による改正後の青少年の健全な育成に関する条例（以下「新育成条例」という。）第 25 条の 2 第 1 項に規定する利用カード等の販売等を行っている者は、同項に規定する利用カード等の販売等を行おうとする者とみなす。この場合において、同項の規定の適用については、同項中「利用カード等の販売等を開始する日の 10 日前」とあるのは、「平成 14 年 6 月 30 日」とする。
- 3 この条例の施行の際現に表示されている新育成条例第 24 条の 6 第 1 項の広告物については、この条例の施行の日から 1 月を経過する日までの間は、同項の規定は、適用しない。
- 4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成 16 年条例第 40 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 13 条の 2 第 5 項の改正規定、同条に 1 項を加える改正規定、第 31 条第 4 項第 1 号の次に 1 号を加える改正規定及び同条第 6 項の改正規定（「第 4 項第 4 号」を「第 4 項第 2 号」に改める部分に限る。）は、同年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による改正前の青少年の健全な育成に関する条例第 25 条第 1 項の規定による届出をした自動販売等業者であって、施行日以後に自動販売機等により図書類等の販売又は貸付けをするものは、この条例による改正後の青少年の健全な育成に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第 25 条第 1 項の規定により届出をすべき自動販売等業者とみなす。この場合において、改正後の条例第 25 条第 1 項中「販売又は貸付けを開始する日の 10 日前」とあるのは、「平成 17 年 6 月 30 日」とする。
- 3 前項の規定により適用される改正後の条例第 25 条第 1 項の届出をすべき者については、施行日から平成 17 年 6 月 30 日までの間は、改正後の条例第 15 条の 3 の規定は、適用しない。
- 4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成 20 年条例第 25 号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から起算して 30 日を経過した日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正後の青少年の健全な育成に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第 12 条第 11 号に規定する出会い喫茶等営業を営んでいる者は、当該出会い喫茶等営業に関し改正後の条例第 25 条の 3 第 1 項に規定する出会い喫茶等営業を営もうとする者とみなして同項の規定を適用する。この場合において、同項中「出会い喫茶等営業を開始する日の 10 日前」とあるのは、「青少年の健全な育成に関する条例の一部を改正する条例（平成 20 年京都府条例第 25 号）の施行の日から 1 月を経過する日」とする。

3 前項の規定により適用される改正後の条例第 25 条の 3 第 1 項の規定による届出をした出会い喫茶等営業者の当該届出に係る出会い喫茶等営業については、改正後の条例第 24 条の 7 第 1 項の規定は、適用しない。

4 この条例の施行の際現に改正後の条例第 12 条第 11 号に規定する出会い喫茶等営業を営んでいる者に係る出会い喫茶等営業については、この条例の施行の日から 1 月を経過する日（その日以前に附則第 2 項の規定により適用される改正後の条例第 25 条の 3 第 1 項の規定による届出をした場合にあつては、当該届出の日）までの間は、改正後の条例第 24 条の 7 第 1 項の規定は、適用しない。

附 則（平成 22 年条例第 26 号）

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年条例第 33 号）

1 この条例は、平成 23 年 1 月 1 日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成 26 年条例第 42 号）抄

1 この条例は、平成 26 年 11 月 25 日から施行する。

附 則（平成 30 年条例第 6 号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の青少年の健全な育成に関する条例（以下「新条例」という。）第 18 条の 5 第 3 項（新条例第 18 条の 6 において準用する場合を含む。以下同じ。）、第 18 条の 7 第 2 項及び第 27 条の 2 の規定は、この条例の施行の日以後に行われた新条例第 18 条の 5 第 3 項の規定による携帯電話インターネット接続役務の提供及び新条例第 18 条の 7 第 1 項の規定による特定インターネット接続機器の提供について適用し、同日前に行われたこの条例による改正前の青少年の健全な育成に関する条例（以下「旧条例」という。）第 18 条の 4 第 4 項の規定による携帯電話インターネット接続役務の提供及び旧条例第 18 条の 5 第 1 項の規定による端末設備の提供については、なお従前の例による。

附 則（平成 30 年条例第 25 号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 31 条第 3 項及び第 6 項の改正規定は、公布の日から起算して 30 日を経過した日から施行する。

附 則（平成 30 年条例第 32 号）

1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（令和 2 年条例第 27 号）

この条例は、交付の日から施行する。

附 則（令和 4 年条例第 6 号）抄

1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条及び附則第 3 項の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

3 第 2 条の規定による改正後の青少年の健全な育成に関する条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

○刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理及び経過措置に関する条例（令和 6 条例 84）抄

（罰則の適用等に関する経過措置）

第 8 条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号。以下「刑法等一部改正法」という。）第 2 条の規定による改正前の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 12 条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役は、その刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

（経過措置の規則への委任）

第 11 条 この章に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、規則で定める。

附 則（令和 6 年条例第 84 号）

この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。ただし、第 11 条の規定は、公布の日から施行する。

附 則（令和 8 年条例第 8 号）

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

青少年の健全な育成に関する条例施行規則

(昭和56年京都府規則第4号)

(青少年が客に接する業務に従事していることを明示する符号等)

第1条 青少年の健全な育成に関する条例(昭和56年京都府条例第2号。以下「条例」という。)第12条第12号オ(ア)の規則で定める符号は、別表のとおりとする。
(平30規則48・追加)

(無店舗型有害役務提供営業を営む場所)

第1条の2 条例第12条第13号の規則で定める場所は、当該無店舗型有害役務提供営業の受付を行うために用いる通信端末機器の存する場所とする。
(平30規則48・追加)

(認定基準等)

第1条の3 条例第13条の2第1項、第13条の3第1項又は第14条の2第1項の規定による指定は、知事が別に定める認定基準により行うものとする。

2 条例第13条の2第2項第1号の規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものを被写体とした写真又は描写した絵(陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶした写真又は絵を含む。)とする。

(1) 全裸、半裸又はこれらに近い状態での卑わいな姿態で次のアからオまでのいずれかに該当するもの

ア 女性の陰部、^{でん}臀部、^{たい}大腿部又は胸部を誇示した姿態

イ 自慰の姿態

ウ 男女間の愛撫^{あひ}の姿態

エ 女性の排泄^{せつ}の姿態

オ 緊縛の姿態

(2) 性交又はこれに類する性行為で次のアからエまでのいずれかに該当するもの

ア 男女間の性交又は性交を明らかに連想させる行為

イ 強姦^{かん}、輪姦^{りん}、その他の陵辱行為

ウ 同性間の性行為

エ 変態性欲に基づく性行為

3 条例第13条の2第2項第2号の規則で定めるものは、前項各号のいずれかに該当するものの場面(陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶした場面を含む。)とする。

(平3規則38・追加、平4規則37・一部改正、平30規則48・旧第1条繰下・一部改正)

(有害図書類の陳列方法)

第1条の4 条例第13条の2第5項の規則で定める方法は、有害図書類を、青少年に販売し、頒布し、貸し付け、閲覧させ、視聴させ、又は聴取させることが禁止されている旨の掲示をした場所にまとめ、かつ、次の各号のいずれかの措置をとることとする。

(1) 間仕切り等により仕切られ、内部を容易に見通すことができない措置が講じられた場所に陳列すること。

(2) 有害図書類以外の図書類を陳列する棚と60センチメートル以上離れた棚又は有害図書類以外の図書類を陳列する棚の背面の棚に陳列すること。

- (3) 有害図書類から10センチメートル以上張り出す仕切り板（透視することができない材質のものに限る。）で有害図書類以外の図書類と区分して陳列すること。
- (4) 床面から150センチメートル以上の高さの位置に、背表紙のみが見えるようにして陳列すること。
- (5) 図書類の販売、貸付け又は閲覧若しくは視聴をさせることの業務に従事する者が常駐する場所から5メートル以内の場所に陳列すること。
- (6) 有害図書類をビニール包装、ひも掛けその他の方法により、容易に閲覧することができない状態にして陳列すること。

（平17規則6・追加、平30規則48・旧第1条の2繰下・一部改正）

（有害興行を行う場所における掲示の様式）

第2条 条例第13条の3第3項の規定による掲示は、別記第1号様式により行わなければならない。

（平3規則38・追加、平20規則45・一部改正）

（自動販売機等管理者の要件）

第2条の2 条例第15条の3第2項第3号の規則で定める要件は、未成年者でないこととする。

（平17規則6・追加、令元規則47・一部改正）

（携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の説明事項等）

第2条の3 条例第18条の4の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 青少年がインターネットを不適切に利用することにより犯罪を誘発し、又は犯罪による被害を受けるおそれがあること。
- (2) 携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、条例第18条の5第1項の書面又は電磁的記録の提出があつた場合に限り、青少年有害情報フィルタリングサービスを提供せずに携帯電話インターネット接続役務を提供することができること。
- (3) 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等（整備法第13条第1項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者等をいう。）は、条例第18条の6において準用する条例第18条の5第1項の書面又は電磁的記録の提出があつた場合に限り、整備法第16条に規定する青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講じることなく同条に規定する特定携帯電話端末等を販売することができること。

（平22規則39・追加、平成30規則3・一部改正）

（青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨の申出に係る書面に記載すべき事項等）

第2条の4 条例第18条の5第1項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 申出年月日
- (2) 申出者の住所及び電話番号

2 条例第18条の5第2項の規則で定める日は、当該役務提供契約に係る青少年が満18歳に達する日とする。

（平30規則3・追加）

（準用）

第2条の5 前条の規定は、条例第18条の6において条例第18条の5の規定を準用する場合について準用する。

（平30規則3・追加）

（公表の方法）

第3条 条例第20条第1項の規定による自主的努力に関する基準の公表は、京都府公報に登載して行うものとする。

(平3規則38・旧第1条繰下・一部改正)

(深夜の入場を制限する営業の指定等)

第4条 条例第23条第1項の規則で定める営業は、次に掲げるものとする。

- (1) 硬貨又はメダルを投入することにより作動する遊技機を設置して客に遊技を行わせるもの
(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第5号に規定するものを除く。)
- (2) 設備を設けて客に玉突きを行わせるもの
- (3) 個室を設け、当該個室において客にカラオケ装置(伴奏音楽等を収録した録音テープ等を再生し、これに合わせてマイクロホンを使つて歌唱することができるように構成された装置をいう。)による伴奏音楽等に合わせて歌唱させるもの
- (4) 設備を設けて客に主に図書類の閲覧若しくは視聴又はインターネットの利用を行わせるもの

2 条例第23条第2項の規定による掲示は、別記第2号様式により行わなければならない。

(昭59規則76・平元規則33・一部改正、平3規則38・旧第2条繰下・一部改正、平17規則6・平28規則33・一部改正)

(有害役務提供営業に係る営業所等における掲示の様式)

第4条の2 条例第24条の9第2項に規定する掲示は、別記第3号様式により行わなければならない。

(平30規則48・追加)

(有害役務提供営業に係る従業者名簿の備付け方法等)

第4条の3 有害役務提供営業を営む者は、その従業者が退職した日から起算して3年を経過する日まで、その者に係る従業者名簿を備えておかななければならない。

2 条例第24条の10第1項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 氏名、生年月日及び住所
- (2) 性別
- (3) 採用年月日
- (4) 退職年月日
- (5) 従事する業務の内容

(平30規則48・追加)

(有害役務提供営業の停止命令における公表事項)

第4条の4 条例第24条の12第2項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 命令の内容及び理由
- (2) 命令を受けた者の氏名及び住所(法人の場合にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (3) 命令を行つた年月日

(平30規則48・追加)

(自動販売機等設置届に係る手続等)

第5条 条例第25条第1項の規定による届出は、設置しようとする自動販売機等ごとに、次に掲げる事項を記載した自動販売機等設置届出書(別記第4号様式)及びその写し2通を提出することにより行わなければならない。

- (1) 届出者の氏名、住所及び電話番号(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地及び電話番号)

- (2) 自動販売機の設置場所（付近の見取図を含む。）
 - (3) 自動販売機等管理者の氏名、住所及び電話番号
 - (4) 自動販売機の設置場所を提供する者の氏名、住所及び電話番号（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地及び電話番号）
 - (5) 自動販売機等の名称、型式及び製造番号
 - (6) 自動販売機による販売又は貸付けの開始予定年月日
- 2 前項の自動販売機等設置届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 自動販売機等の設置場所を提供する者があるときは、当該者の設置の承諾を証する書類
 - (2) 自動販売機等管理者の住民票の写し
 - (3) 自動販売機等管理者となることを承諾し、かつ、条例に定める自動販売機等管理者としての義務の履行に関し必要な権限を委任されていることを証する書類
- 3 条例第25条第1項の規定による表示（届け出た事項に変更が生じた場合の表示を含む。）は、第1項第1号、第2号、第3号及び第5号に掲げる事項を記載した表示票（別記第5号様式）を貼り付けることにより行わなければならない。
- 4 条例第25条第2項又は第3項の規定による届出は、自動販売機等変更（廃止）届出書（別記第6号様式）及びその写し2通を提出することにより行わなければならない。この場合において、第1項第2号から第4号までに掲げる事項の変更を行う場合にあつては、第2項各号に掲げる書類（当該変更に係るものに限る。）を添付しなければならない。
- 5 条例第25条第1項から第3項までの規定による届出において、条例第15条の3第1項ただし書の規定により自動販売機等管理者を置かない自動販売機等については、第2項第2号及び第3号の書類に代えて自動販売等業者の住所地を証する書類を添付しなければならない。
- 6 条例第25条第1項から第3項までの規定による届出は、届出の対象となる自動販売機等の設置場所を所管する京都府広域振興局の長（設置場所が京都市、向日市、長岡京市及び乙訓郡大山崎町の区域内である場合にあつては、知事）に提出しなければならない。
- （平3規則38・旧第3条繰下・一部改正、平8規則40・旧第5条繰下・一部改正、平14規則1・旧第7条繰上・一部改正、平17規則6・平17規則26・一部改正、平20規則45・旧第5条繰下・一部改正、平22規則39・旧第8条繰上・一部改正、平24規則31・平30規則48・一部改正）

（利用カード等の販売届に係る手続等）

- 第6条** 条例第25条の2第1項の規定による届出は、利用カード等販売場所ごとに、次に掲げる事項を記載した利用カード等の販売等開始届出書（別記第7号様式）及びその写し2通を知事に提出することにより行わなければならない。
- (1) 届出者の氏名、住所及び電話番号（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地及び電話番号）
 - (2) テレホンクラブ等営業所の名称、所在地（付近の見取図を含む。）及び電話番号
 - (3) 利用カード等の販売等の方法
 - (4) 利用カード等販売場所が青少年立入常時禁止場所に該当することの有無
 - (5) 販売等に係る利用カード等によつて利用できるテレホンクラブ等営業の呼称（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の17第1項第2号に規定する呼称をいう。）
 - (6) 利用カード等の販売等の開始予定年月日

2 条例第25条の2第2項又は第3項の規定による届出は、利用カード等の販売等変更（廃止）届出書（別記第8号様式）及びその写し2通を知事に提出することにより行わなければならない。

（平8規則40・追加、平14規則1・旧第8条繰上・一部改正、平20規則45・旧第6条繰下・一部改正、平22規則39・旧第9条繰上・一部改正、平30規則48・一部改正）

（立入調査等を行う者の範囲等）

第7条 条例第26条第1項の規定により立入調査等を行う者は、次に掲げる者のうちから知事が指定する者とする。ただし、第4号に掲げる者の指定については、有害役務提供営業の場所に係る立入調査等、条例第23条第1項に規定する興行者等の興行又は営業の場所に係る立入調査等（深夜に行うものに限る。）及び利用カード等販売場所に係る立入調査等のためにのみ行うものとする。

（1）府民環境部、健康福祉部及び商工労働観光部の職員

（2）京都府広域振興局、京都府保健所、京都府家庭支援総合センター及び京都府児童相談所の職員

（3）京都府教育庁及び教育局の職員

（4）警察職員のうち青少年の非行の防止を担当する者

2 条例第26条第3項に規定する身分を示す証明書は、知事の所管する法令の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式に関する規則（令和4年京都府規則第20号）の定めるところによる。

（昭56規則20・平2規則24・一部改正、平3規則38・旧第4条繰下・一部改正、平7規則17・一部改正、平8規則40・旧第6条繰下・一部改正、平12規則6・一部改正、平14規則1・旧第9条繰上・一部改正、平16規則7・平17規則6・平20規則21・一部改正、平20規則45・旧第7条繰下・一部改正、平22規則25・一部改正、平22規則39・旧第11条繰上・一部改正、平30規則48・平31規則23・一部改正、令和4規則21・一部改正）

（審議会の会長）

第8条 京都府青少年健全育成審議会（以下「審議会」という。）に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（平14規則1・旧第10条繰上・全改、平20規則45・旧第8条繰下・一部改正、平22規則39・旧第12条繰上）

（審議会の会議）

第9条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（平3規則38・追加、平8規則40・旧第8条繰下、平14規則1・旧第11条繰上、平20規則45・旧第9条繰下、平22規則39・旧第13条繰上）

（審議会の部会）

第10条 審議会に、専門的事項を処理するため、次の部会を置く。

（1）総合施策推進部会

（2）営業対策部会

- 2 部会は、委員のうちから会長が指名する者をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置く。
- 4 部会長は、その部会に属する委員が互選する。
- 5 部会長は、部会の会務を掌理する。
- 6 審議会は、あらかじめその議決により、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。
- 7 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(平3規則38・追加、平7規則17・一部改正、平8規則40・旧第9条繰下・一部改正、平14規則1・旧第12条繰上・一部改正、平20規則45・旧第10条繰下、平22規則39・旧第14条繰上)

(審議会の庶務)

第11条 審議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(平3規則38・追加、平7規則17・一部改正、平8規則40・旧第10条繰下、平14規則1・旧第13条繰上、平20規則21・一部改正、平20規則45・旧第11条繰下、平22規則39・旧第15条繰上、平31規則23・一部改正)

(会長への委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(平3規則38・追加、平8規則40・旧第11条繰下、平14規則1・旧第14条繰上、平20規則45・旧第12条繰下、平22規則39・旧第16条繰上)

(その他)

第13条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

(平3規則38・追加、平8規則40・旧第12条繰下、平14規則1・旧第15条繰上、平20規則45・旧第13条繰下、平22規則39・旧第17条繰上)

附 則

この規則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則 (昭和56年規則第20号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和59年規則第76号)

この規則は、昭和60年2月13日から施行する。

附 則 (平成元年規則第33号)

この規則は、平成元年12月1日から施行する。

附 則 (平成2年規則第24号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成3年規則第38号)

この規則は、青少年の健全な育成に関する条例の一部を改正する条例(平成3年京都府条例第35号)の施行の日から施行する。ただし、第1条の規定及び第2条中京都府青少年環境浄化審議会に関する改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成4年規則第37号)

この規則は、平成4年3月20日から施行する。

附 則（平成 7 年規則第17号）抄
（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 8 年規則第40号）

- 1 この規則は、平成 8 年10月 1 日から施行する。
- 2 青少年の健全な育成に関する条例の一部を改正する条例（平成 8 年京都府条例第16号）附則第 6 項の規定による届出は、設置しようとする自動販売機等ごとに、次に掲げる事項を記載した利用カード等自動販売機等設置届出書（別記様式）及びその写し 2 通を知事に提出することにより行わなければならない。
 - （1）届出者の氏名、住所及び電話番号（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地及び電話番号）
 - （2）自動販売機等の設置場所（付近の見取図を含む。）
 - （3）自動販売機等を管理する者の氏名、住所及び電話番号
 - （4）自動販売機等による販売又は貸付けの開始年月日

別記様式（附則第2項関係）

（表）

		※ 受理番号		京第	号		
		受理年月日		年 月 日			
利用カード等自動販売機等設置届出書							
年 月 日							
京都府知事 様							
住所 届出者 氏名（ふりがな） 印 （電話番号）							
利用カード等自動販売機（自動貸出機）の設置について、青少年の健全な育成に関する条例の一部を改正する条例附則第6項の規定により、次のとおり届け出ます。							
自動販売機等の設置場所							
自動販売機等を管理する者	住所	氏名（ふりがな）（電話番号）					
自動販売機等による販売又は貸付けの開始年月日	年	月	日				
注 1 ※欄には、記載しないでください。 2 平成8年10月31日までに届け出てください。 3 「届出者」が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地及び電話番号を記載してください。 4 「自動販売機等の設置場所」は、番地まで記載してください。 5 「自動販売機等を管理する者」の住所及び電話番号は、管理者に確実に連絡が取れる営業所等の連絡先を記載してください。							

（裏）

自動販売機等の設置場所付近（周囲500メートルの区域内）の見取図（付近の道路及び目標となる建物等を記載してください。）
※ 確認事項
注 ※欄には、記載しないでください。

附 則（平成12年規則第6号）抄
（施行期日）

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成14年規則第1号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条並びに附則第3項及び第4項の規定は、平成14年4月1日から施行する。

（京都府青少年問題協議会規則の廃止）

2 京都府青少年問題協議会規則（昭和29年京都府規則第4号）は、廃止する。

（経過措置）

3 平成14年4月1日前にした第2条の規定による改正前の青少年の健全な育成に関する条例施行規則（以下「旧規則」という。）に基づく自動販売機等設置に係る届出については、同条の規定による改正後の青少年の健全な育成に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）に基づいてしたものとみなす。

4 平成14年4月1日前に旧規則第7条第2項の規定により表示された自動販売機等については、新規則第5条第3項の規定により表示されたものとみなす。

（京都府組織規程の一部改正）

5 京都府組織規程（昭和30年京都府規則第32号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成16年規則第7号）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成16年5月1日から施行する。

（経過措置）

2 別段の定めがあるものを除き、この規則の施行前にした改正前の規定に基づく申請等の行為については、改正後の規定に基づいてしたものとみなす。

附 則（平成17年規則第6号）

（施行期日）

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第1条の次に1条を加える改正規定は、平成17年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 青少年の健全な育成に関する条例の一部を改正する条例（平成16年京都府条例第40号。以下「改正条例」という。）附則第2項の規定により届出をすべき自動販売等業者とみなされる者（以下「既設自動販売等業者」という。）については、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）から平成17年6月30日までの間に限り、この規則による改正後の青少年の健全な育成に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第2条の2の規定は、適用しない。

3 既設自動販売等業者が改正条例による改正前の青少年の健全な育成に関する条例第25条第1項の規定により届出をした自動販売機等の設置場所の変更をしようとするとき又は届け出た事項に変更があったときの改正条例による改正後の青少年の健全な育成に関する条例第25条第2項又は第3項の規定による届出は、施行日から平成17年6月30日までの間に限り、なお従前の例による。

4 この規則による改正前の青少年の健全な育成に関する条例施行規則別記様式による用紙は、当分の間、改正後の規則別記様式による用紙とみなし、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成17年規則第26号）抄

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年規則第21号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年規則第45号)

- 1 この規則は、青少年の健全な育成に関する条例の一部を改正する条例 (平成20年京都府条例第25号) の施行の日から施行する。

(施行の日 = 平成20年11月13日)

- 2 京都府組織規程 (昭和30年京都府規則第32号) の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則 (平成22年規則第25号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成22年規則第39号)

この規則は、平成23年1月1日から施行する。ただし、第2条の2の次に1条を加える改正規定は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年規則第31号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年7月9日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条、第2条、第5条及び第7条の規定による改正後の次の各号に掲げる規則の規定の適用については、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律 (平成21年法律第79号) 第4条の規定による廃止前の外国人登録法 (昭和27年法律第125号) 第4条第1項に規定する外国人登録原票の写し及び記載事項証明書は、それらが作成された日から起算して6月を経過する日までの間は、当該各号に掲げる規則の規定に掲げる書類とみなす。

(1) 建築士法施行細則第1条第1項第3号

(2) 京都府府営住宅条例施行規則第6条第1号

(3) 青少年の健全な育成に関する条例施行規則第5条第2項第2号

(4) 京都府住宅改良資金の融資に関する規則第3条第3項第2号

附 則 (平成28年規則第33号)

この規則は、平成28年6月23日から施行する。

附 則 (平成30年規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成30年規則第48号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年規則第23号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年規則第47号) 抄

- 1 この規則は、令和元年12月14日から施行する。

附 則(令和3年規則第15号)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前のそれぞれの規則の規定に基づく様式による用紙は、当分の間、この規則による改正後のそれぞれの規則の規定に基づく様式による用紙とみなし、所要の調整をして使用することができる。

別表(第1条関係)

J K
15 歳
16 歳
17 歳
18 歳
高 1
高 2
高 3
高校 1 年生
高校 2 年生
高校 3 年生
こども
インターハイ
クラス
ジャージ
スクール
スクール水着
スク水
セーラー服
ティーン
テスト
ブルマ
ブレザー
ランドセル
乙女
女の子
開校
課外
学院
学園
学生
学生服
学年
学校
家庭科
教育実習生
教師
教室
現役
高校
高校生
校則
公立

黒板
在校生
参観日
児童
授業
授業参観
授業料
出席表
出席簿
少女
女子校生
女子高生
私立
新学期
新入生
生徒
制服
先生
全日制
卒業
体育祭
体操着
体操服
担任
中学生
通学路
転校生
同級生
登校
当校
特待生
日直
入学
部員
部活
部活動
放課後
娘
優等生

注 書体のみに変更を加えた同一の文字からなるもの及び平仮名、片仮名、漢字又はローマ字の異なる文字に表示を変更するものであつて同一又は類似の称呼を生じ、かつ、同一の観念を生じるものを含む。

別記第1号様式（第2条関係）

（平3規則38・追加）

30 cm以上

上映中
上演中
の「
」は、「青少年の健全な育成に
関する条例」により、青少年の観覧禁止の指定を受けましたから
十八歳未満の方の入場をお断りします。

営業者
氏
名

60 cm
以 上

注 横書きでも差し支えありません。

第2号様式（第4条関係）

（平3規則38・旧第1号様式線下・一部改正）

30 cm以上	
「青少年の健全な育成に関する条例」 の定めるところにより、午後十一時以降、 十八歳未満の方の入場をお断りします。	60 cm 以上
営業者 氏 名	

注 横書きでも差し支えありません。

第3号様式（第4条の2関係）

（平30規則48・追加）

30 cm以上	
「青少年の健全な育成に関する条例」 の定めるところにより、十八歳未満の方の 立入りをお断りします。	60 cm 以上
営業者 氏 名	

注 横書きでも差し支えありません。

第4号様式（第5条関係）

（平3規則38・旧第2号様式線下・一部改正、平8規則40・旧第3号様式線下・一部改正、平14規則1・平17規則6・一部改正、平20規則45号・一部改正、平22規則39・旧第4号様式線上、平30規則48・旧第3号様式線下・一部改正、令3規則15・一部改正）

（表）

※	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">自動販売機等 届出番号</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">京 第 号</td> </tr> </table>	自動販売機等 届出番号	京 第 号
自動販売機等 届出番号	京 第 号		
<h3 style="margin: 0;">自動販売機等設置届出書</h3> <p style="margin: 0;">（図書類・玩具刃物類）</p>			
年 月 日			
京都府知事 様			
住 所 届出者 <small>ふりがな</small> 氏 名 （電話番号 ）			
自動販売機（自動貸出機）の設置について、青少年の健全な育成に関する条例第25条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。			
自動販売機等の設置場所			
自動販売機等管理者	住 所 <small>ふりがな</small> 氏 名 （電話番号 ）		
自動販売機等の設置場所を提供する者	住 所 <small>ふりがな</small> 氏 名 （電話番号 ）		
自動販売機等の名称、型式及び製造番号			
自動販売機等による販売又は貸付けの開始予定年月日	年 月 日		
注 1 ※欄には、記載しないでください。 2 販売又は貸付けを開始する日の10日前までに届け出てください。 3 「届出者」又は「自動販売機等の設置場所を提供する者」が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地及び電話番号を記載してください。 4 「自動販売機等の設置場所」は、番地まで記載してください。 5 「自動販売機等管理者」の住所及び電話番号は、自動販売機等管理者に確実に連絡が取れる連絡先を記載してください。			

第5号様式（第5条関係）

（平17規則6・全改、平20規則45・一部改正、平22規則39・旧第5号様式線上・一部改正、平30規則48・旧第4号様式線下）

15 cm	
青少年の健全な育成に関する条例に基づく 表 示 票	
自動販売機等届出番号	京 第 号
設 置 場 所	
届 出 者	住所 氏名 (電話番号)
自動販売機等管理者	住所 氏名 (電話番号)
自動販売機等の名称、 型式及び製造番号	名 称 型 式 製造番号
10 cm	

第6号様式（第5条関係）

（平8規則40・追加、平14規則1・平17規則6・一部改正、平20規則45・一部改正、平22規則39・旧第6号様式繰上・一部改正、平30規則48・旧第5号様式繰下・一部改正、令3規則15・一部改正）

（表）

※ <table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">自動販売機等 届出番号（新）</td> <td style="padding: 2px;">京 第 号</td> </tr> </table>		自動販売機等 届出番号（新）	京 第 号		
自動販売機等 届出番号（新）	京 第 号				
<p>自動販売機等変更（廃止）届出書 （図書類・玩具刃物類）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>京都府知事 様</p> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p style="text-align: center;">届出者</p> <p style="text-align: center;">ふりがな 氏 名 (電話番号)</p> <p>青少年の健全な育成に関する条例第25条第2項（第3項）の規定により、次のとおり届け出ます。</p>					
自動販売機等届出番号	京 第 号				
自動販売機等の名称、型式及び製造番号					
変 更 事 項					
変 更 の 内 容	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">変 更 前</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">変 更 後</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> </table>	変 更 前		変 更 後	
変 更 前					
変 更 後					
変更（廃止）（予定）年月日	年 月 日				
<p>注 1 ※欄には、記載しないでください。</p> <p>2 自動販売機等の設置場所を変更しようとするときは、販売等を開始しようとする日の10日前までに、その他の事項に変更があつたとき又は販売等を廃止したときは、その変更があつた日又は廃止した日から10日以内に届け出てください。</p> <p>3 「届出者」が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地及び電話番号を記載してください。</p>					

(裏)

変更事項が自動販売機等の設置場所である場合には、変更後の自動販売機等の設置場所付近（周囲500メートルの区域内）の見取図（付近の道路、学校及び目標となる建物等を記載してください。）

自動販売機等の設置場所の状況 〔最も近い学校教育法第1条に規定する学校のうち大学及び幼稚園以外の学校との距離〕	学校名 距離（ メートル）
自動販売機等の設置場所を提供する者と設置場所の土地又は建物との権利関係	・所有者 ・賃借人 ・その他（ ）
※ 確認事項	
注 ※欄には、記載しないでください。	

第7号様式（第6条関係）

（平14規則1・全改、平20規則45・一部改正、平22規則39・旧第7号様式線上・一部改正、平30規則48・旧第6号様式線下、令3規則15・一部改正）

（表）

※		届出番号	京第	号
<p>利用カード等の販売等開始届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>京都府知事 様</p> <p style="text-align: right;">住 所</p> <p style="text-align: center;">届出者</p> <p style="text-align: center;">ふりがな 氏 名</p> <p style="text-align: center;">（電話番号 ）</p> <p>利用カード等の販売等の開始について、青少年の健全な育成に関する条例第25条の2第1項の規定により、次のとおり届け出ます。</p>				
利用カード等販売場所の名称				
利用カード等販売場所の所在地及び電話番号	（電話番号 ）			
青少年立入常時禁止場所に該当することの有無	有 ・ 無			
利用カード等の販売等の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対面販売 ・ 貸付 ・ 青少年立入常時禁止場所における自動販売機等による販売 ・ その他（ ） 			
販売等に係る利用カード等によって利用できるテレホンクラブ等営業の呼称				
販売等開始予定年月日	年 月 日			
<p>注 1 ※欄には、記載しないでください。</p> <p>2 販売等を開始する日の10日前までに届け出てください。</p> <p>3 「届出者」が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地及び電話番号を記載してください。</p>				

(裏)

利用カード等販売場所付近（周囲 500 メートルの区域内）の見取図（付近の道路及び目標となる建物等を記載してください。）

※ 確認事項

注 ※欄には、記載しないでください。

第8号様式（第6条関係）

（平14規則1・全改、平20規則45・一部改正、平22規則39・旧第8号様式線上・一部改正、平30規則48・旧第7号様式線下、令3規則15・一部改正）

（表）

<p>利用者カード等の販売等変更（廃止）届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>京都府知事 様</p> <p style="text-align: right;">住 所</p> <p style="text-align: center;">届出者</p> <p style="text-align: center;">ふりがな 氏 名</p> <p style="text-align: center;">（電話番号 　　　　　）</p> <p>利用者カード等の販売等について、青少年の健全な育成に関する条例第25条の2第2項（第3項）の規定により、次のとおり届け出ます。</p>					
販売等開始届出番号	京 第 号				
利用者カード等販売場所の名称					
利用者カード等販売場所の所在地及び電話番号	（電話番号 　　　　　）				
変 更 事 項					
変 更 の 内 容	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">変 更 前</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">変 更 後</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> </table>	変 更 前		変 更 後	
変 更 前					
変 更 後					
変更（廃止）（予定）年月日	年 月 日				
<p>注 1 利用者カード等販売場所の所在地を変更しようとするときは販売等を開始しようとする日の10日前までに、その他の事項に変更があったとき又は販売等を廃止したときはその変更があった日又は廃止した日から10日以内に届け出てください。</p> <p>2 「届出者」が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地及び電話番号を記載してください。</p>					

(裏)

変更事項が利用カード等販売場所の所在地である場合には、変更後の利用カード販売場所の所在地付近（周囲 500 メートルの区域内）の見取図（付近の道路及び目標となる建物等を記載してください。）

※ 確認事項

注 ※欄には、記載しないでください。

青少年を取り巻く社会環境整備のための自主的努力に関する基準

昭和56年京都府告示第527号
改正 昭和60年京都府告示第69号
改正 平成4年京都府告示第402号
改正 平成17年京都府告示第420号

青少年の健全な育成に関する条例（昭和56年京都府条例第2号。以下「条例」という。）第20条の規定による自主的努力に関する基準は、次のとおりとする。

第1 図書類、興行及び広告物に係る自主的努力

- 1 図書類の販売、貸付け又は閲覧若しくは視聴をさせることを業とする者は、次のような営業上の自主的努力を行うものとする。
 - (1) 一般の書店、コンビニエンスストア、まんが喫茶等
 - ア 青少年（18歳未満の者をいう。以下同じ。）に対しては、有害図書類を販売し、貸付け、閲覧させ、又は視聴等させることが禁止されている旨を店頭に表示する。
 - イ 有害図書類及び有害類似図書類（有害図書類に類似する図書類をいう。以下同じ。）は、店外から青少年が容易に目にすることができる場所には配置しない。
 - ウ 学校の周辺、通学路、住宅地区等日常的に青少年が活動する場所及び観光名所等修学旅行生が多数訪れる場所にある店舗では、青少年による立ち読みを防止するため、有害図書類は、包装又はひも掛けを行う。
 - エ 従業員に対し、青少年に有害図書類を販売しない等条例の趣旨を徹底するよう教育及び研修に努める。
 - (2) 有害図書類販売専門店
 - ア 専ら有害図書類を販売する店にあつては、店頭で青少年の立入りを断る旨の表示をし、青少年を立ち入らせない。
 - イ 店外における刺激的な広告は行わない。
- 2 興行を主催する者は、次のような営業上の自主的努力を行うものとする。

有害興行を行う場合は、店外での当該興行のポスター、スチール写真等による刺激的宣伝を行わない。
- 3 広告物の広告主又は管理者は、次のような営業上の自主的努力を行うものとする。

青少年の健全な成長を阻害するおそれのある広告物は、できる限り文字化し、学校の周辺、通学路、住宅地区等日常的に青少年の目に触れる場所及び観光名所等修学旅行生が多数訪れる場所には設置しない。

第2 がん具刃物類に係る自主的努力

がん具刃物類の販売を業とする者は、次のような営業上の自主的努力を行うものとする。

- (1) 他の商品とともに性具等の青少年の性的感情を著しく刺激する有害がん具を販売する店にあつては、成人コーナーを設ける等他の商品と区別し、青少年の目に触れないよう管理するとともに、成人コーナーであることを表示するために必要な標識を掲出する。
- (2) 一般のがん具店（がん具類の販売を行う百貨店、スーパーマーケット、コンビニエンスストア等を含む。）にあつては、人の生命・身体・財産に危害を及ぼす等のおそれのある有害がん具類

は、他の商品と区別し、店内の容易に監視できる場所に陳列し、施錠できるケースに収める等特に管理を厳重にする。

- (3) 青少年に対し、有害がん具刃物類を販売しない旨を店頭に表示する。
- (4) 従業員に対し、青少年に有害がん具刃物類を販売しない等条例の趣旨を徹底するよう教育及び研修に努める。

第3 自動販売機等に係る自主的努力

自動販売等業者及び自動販売機等管理者は、次のような営業上の自主的努力を行うものとする。

- (1) 自動販売等業者
 - ア 有害類似図書類を収納する自動販売機等は、通学路、住宅地区等日常的に青少年の目に触れる場所及び観光名所等修学旅行生が多数訪れる場所には設置しない。
 - イ 有害類似図書類が青少年の目に触れないよう、自動販売機等の外側から収納物が見えないよう必要な措置を講じる。
 - ウ 自動販売機等管理者に対し、(2)に定める事項が徹底されるよう努める。
- (2) 自動販売機等管理者
 - ア 有害図書類及び有害類似図書類が収納されないよう定期的な点検を行う。
 - イ 設置場所及びその周辺の良い環境の維持に努め、地元住民から苦情等の連絡があった場合は、直ちに必要な対応を行う。

第4 質受け及び買受け等に係る自主的努力

- 1 質屋は、次のような営業上の自主的努力を行うものとする。

青少年から物品を質に取らない旨を店頭に表示する。
- 2 古物商は、次のような営業上の自主的努力を行うものとする。

青少年から古物の買受け等を行わない旨を店頭に表示する。ただし、保護者の委託を受け、又は同意を得た青少年からの買受け等については、次の事項を徹底して買い受けるものとする。

 - (1) 書面や電話等により、委託又は同意の有無を確認する。
 - (2) 同一のものは、1回に2点以上買受け等を行わない。
 - (3) 買受け等の記録（氏名、物品等）を保管し、管理するよう努める。

第5 自動車類等に係る自主的努力

自動車類（自動車及び原動機付自転車をいう。以下同じ。）等の関係業者は、次のような営業上の自主的努力を行うものとする。

- (1) 自動車類の販売を業とする者

青少年に自動車類を販売する場合には、必ず運転免許証の提示を求めるとともに、在学生については学校長の同意書を、それ以外の青少年については保護者の同意書を提出させる。また、その旨を店頭に表示する。
- (2) 自動車類の部品の販売を業とする者

いわゆる集団暴走行為に使用されるおそれのある部品は、販売しないとともに、その旨を店頭に表示する。
- (3) 自動車類の燃料の販売を業とする者

いわゆる集団暴走行為に使用されるおそれがあると判断される場合には、燃料の販売を断るとともに、その旨を店頭に表示する。

(4) 自動車類の分解整備を業とする者

いわゆる集団暴走行為に使用されるおそれのある車両改造又は修理には応じないとともに、その旨を店頭に表示する。

第6 深夜営業に係る自主的努力

深夜に営業を営む者は、次のような営業上の自主的努力を行うものとする。

- (1) 飲酒、喫煙等青少年の健全な成長を阻害する行為が行われないよう定期的に店舗・敷地内の巡回を行う。
- (2) 従業員に対し、深夜、敷地内の青少年に帰宅を促す等条例の趣旨を徹底するよう教育及び研修に努める。
- (3) 条例の趣旨を踏まえ、深夜、青少年に対し、積極的な声掛けを行い、保護及び善導に努める。
- (4) 業種別の深夜営業者の自主的努力
 - ア カラオケボックス（スタジオ）

密室状態にならないようにするため、内側から鍵がかからないようにするとともに、大きな窓を設置する等、外から室内の状況把握ができる施設構造とする。
 - イ まんが喫茶、インターネットカフェ
客席に仕切りを設けて周囲を囲う場合は、密室状態にならないよう、内部の見通しを確保する。
 - ウ その他の深夜営業者（ファミリーレストラン、コンビニエンスストア等）
青少年に対し、深夜、帰宅を促す趣旨の表示等を行う。

第7 インターネットに係る自主的努力

インターネットを利用することができる端末設備を公衆の利用に供する者及び端末設備の販売又は貸付けを業とする者は、次のような自主的努力を行うものとする。

- (1) インターネットカフェ、図書館等の自主的努力
 - ア フィルタリングソフトを利用した青少年のための専用パソコンを設置するなど、有害情報の閲覧、書込みの防止に努める。
 - イ 青少年の利用状況に応じて見回りを行う。
 - ウ 青少年が有害情報に接続してはならない旨の表示を行う。
- (2) 家電販売店、携帯電話ショップ等の自主的努力
 - ア 保護者及び青少年に対し、フィルタリングの方法の紹介を行う。
 - イ 保護者及び青少年に対し、有害な勧誘メールや出会い系サイトへの接続について注意を促す。

発行 令和 8 年 7 月

京都府健康福祉部家庭・青少年支援課

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入
藪ノ内町

TEL 075 (414) 4304